

豊明市一般廃棄物処理基本計画

(案)

2024年●月
豊明市

豊明市一般廃棄物処理基本計画 目次

| | |
|---------------------------|----|
| 第1章 基本的事項..... | 1 |
| 第1節 計画策定の背景..... | 1 |
| 第2節 計画の位置づけと役割..... | 2 |
| 第3節 計画の期間..... | 3 |
| 第4節 計画対象地域..... | 3 |
| 第5節 計画の範囲..... | 3 |
| 第2章 ごみ処理に関する現況..... | 4 |
| 第1節 ごみ排出の現況..... | 4 |
| 1. ごみの発生・排出に関する定義..... | 4 |
| 2. ごみの分別種類..... | 5 |
| 3. ごみ処理フロー..... | 6 |
| 4. ごみ排出量の実績..... | 8 |
| 第2節 ごみの性状..... | 14 |
| 1. ごみ質分析結果..... | 14 |
| 2. ごみ組成調査結果..... | 15 |
| 第3節 ごみの発生排出抑制・再利用の現況..... | 18 |
| 1. 発生排出抑制・再利用の取組..... | 18 |
| 2. 発生排出抑制・再利用の実績..... | 21 |
| 第4節 収集運搬の状況..... | 29 |
| 1. 計画収集区域..... | 29 |
| 2. 収集運搬システム..... | 30 |
| 第5節 中間処理の状況..... | 31 |
| 1. 中間処理施設の概要..... | 31 |
| 2. 焼却処理..... | 32 |
| 3. 焼却以外の中間処理..... | 33 |
| 第6節 最終処分の状況..... | 34 |
| 1. 最終処分施設の概要..... | 34 |
| 2. 最終処分..... | 35 |
| 第7節 ごみ処理体制の状況..... | 36 |
| 1. 運営管理体制..... | 36 |
| 2. ごみ処理費用..... | 38 |
| 第8節 関係市町村等の動向..... | 39 |
| 第3章 ごみ処理に関する課題の整理..... | 40 |
| 第1節 ごみ処理の現況評価..... | 40 |
| 1. 前期計画の目標達成状況..... | 40 |

| | |
|---------------------------------|----|
| 2. 豊明市家庭系ごみ減量化実施計画の目標達成状況 | 42 |
| 3. 施策の実施状況及び現時点での評価 | 43 |
| 4. 類似市町村との比較評価 | 46 |
| 第2節 ごみ処理に関する課題の抽出 | 47 |
| 1. 発生抑制・資源化に関する課題 | 47 |
| 2. 収集運搬に関する課題..... | 48 |
| 3. 中間処理・最終処分に関する課題 | 48 |
| 第4章 ごみ排出量の将来予測 | 49 |
| 第1節 人口推計 | 49 |
| 第2節 ごみ排出量推計 | 50 |
| 1. 家庭系ごみ排出量(原単位) | 50 |
| 2. 事業系ごみ排出量 | 51 |
| 3. 総排出量..... | 52 |
| 第5章 ごみ処理基本計画..... | 53 |
| 第1節 基本理念及び基本方針 | 53 |
| 1. 基本理念 | 53 |
| 2. 基本方針..... | 53 |
| 3. 市民・事業者・行政の役割分担..... | 54 |
| 第2節 計画の数値目標 | 55 |
| 1. 数値目標の設定 | 55 |
| 2. 数値目標の設定根拠..... | 56 |
| 3. 数値目標達成時の本市の姿 | 57 |
| 第3節 目標達成に向けた施策 | 59 |
| 1. 施策の体系 | 59 |
| 2. 具体的な施策 | 60 |
| 3. 将来の処理主体とごみ処理フロー | 68 |
| 第4節 計画の推進 | 70 |

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の背景

豊明市(以下「本市」という。)では、2014年3月に「豊明市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下「前期計画」という。)」を策定し、3Rを推進する資源循環社会の構築に向けて、市民・事業者・行政の協働による取組を進めてきました。

前期計画の計画期間は、ごみの総量、1人1日当たり排出量はともに減少傾向で推移しており、前期計画の数値目標である1人1日当たりごみ排出量(家庭系及び事業系)や最終処分量については、目標達成の見込みとなっています。これには本市が進めてきたごみの分別回収、資源回収事業や生ごみ堆肥化事業等のごみ減量化・資源化施策の効果であると考えられます。一方、資源回収率については、目標達成は困難と考えられますが、これには資源として回収される紙類の流通量の減少や民間資源回収ステーションの増加など、近年の社会情勢の変化も大きく関係しており、今後のごみと資源の収集・運搬のあり方を検討する必要があります。

国においては、「第四次循環型社会形成推進基本計画」の策定(2018年6月)、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行(2019年10月)、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行(2022年4月)など、ライフサイクル全体における徹底的な資源循環の実現に向けて、これまでより一層の取組が必要となってきています。

本計画は、こうした本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、また、ごみに関する様々な問題の解決に向けて、今後10年間の本市の廃棄物に対する基本的な方向性を示し、循環型社会の形成に向けて必要となる施策を着実に推進するための総合的かつ中長期的な計画の策定をするものです。

第2節 計画の位置づけと役割

一般廃棄物処理基本計画は廃棄物処理法第6条第1項で、「市町村は当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」とされた規定にもとづく「一般廃棄物処理計画」の一部です。

また、上位計画に豊明市の総合計画、環境基本計画があるほか、国の廃棄物処理基本方針、愛知県廃棄物処理計画、さらには広域処理している東部知多衛生組合で策定された一般廃棄物処理基本計画との整合性にも考慮した計画の策定が必要となります。

計画の位置づけを図 1-1に示します。

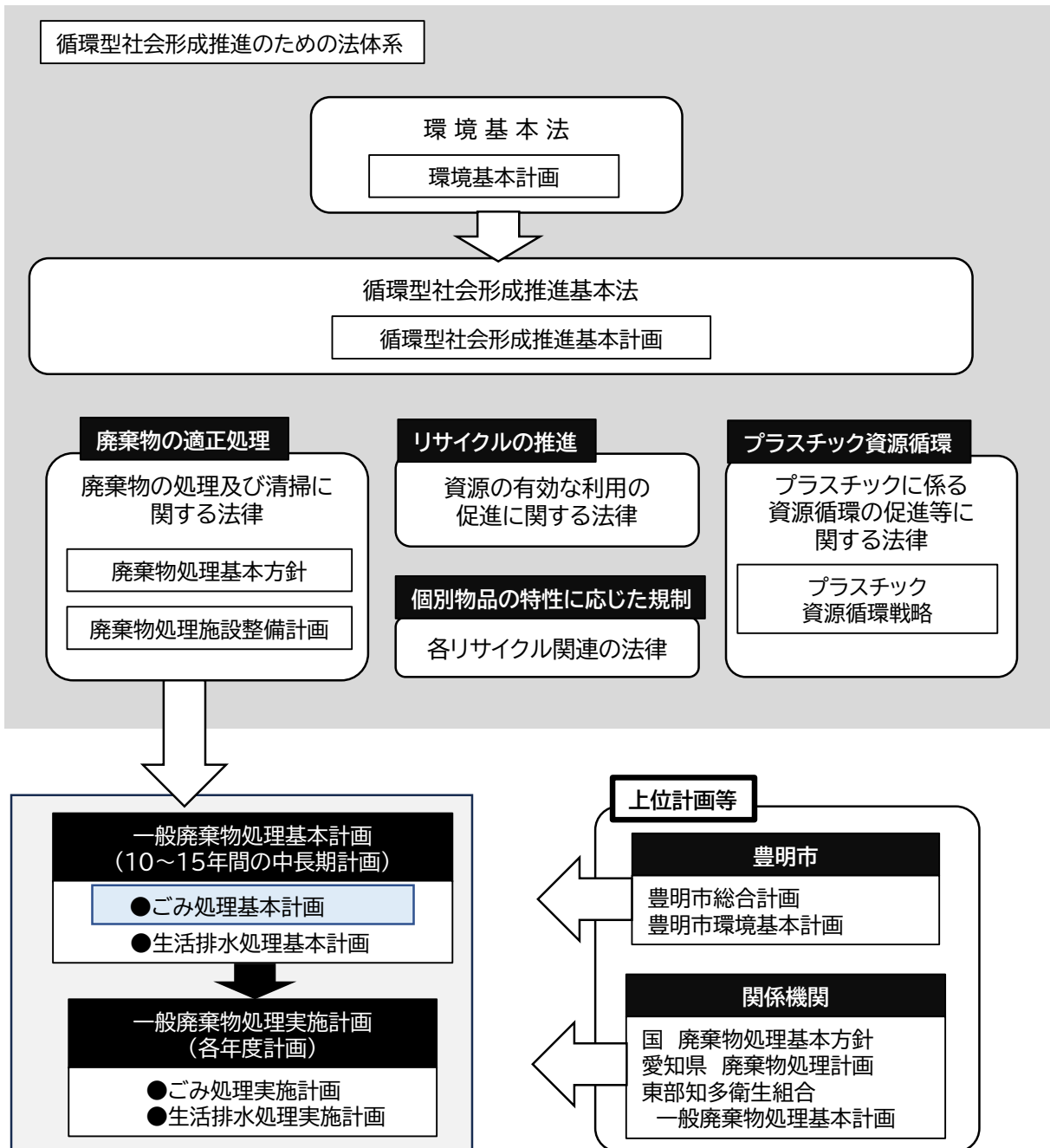


図 1-1 本計画の位置づけ

第3節 計画の期間

本計画の期間は、2024 年度を初年度とし、2033 年度を計画目標年次とする 10 年間とします。なお、本計画は計画の進捗状況や社会的情勢などを見ながら必要に応じて見直しを行うものとします。

第4節 計画対象地域

計画対象地域は本市全域とします。

第5節 計画の範囲

計画の対象は、図 1-2の太枠の範囲内に示す一般廃棄物(ごみ)とします。

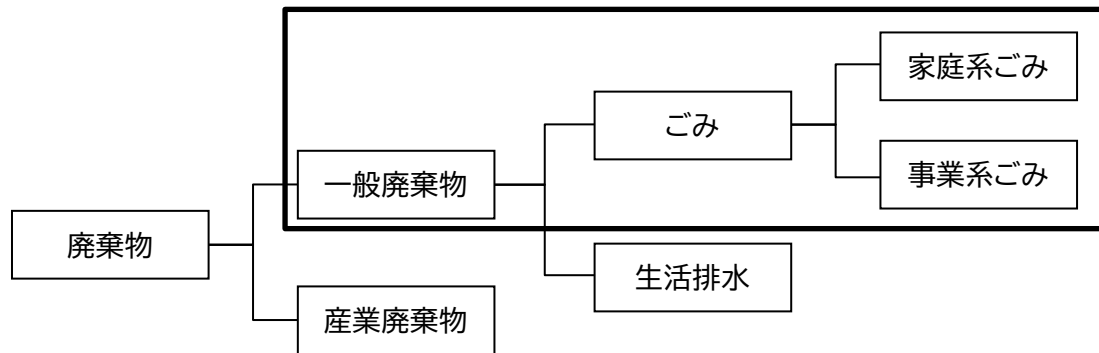


図 1-2 計画の範囲

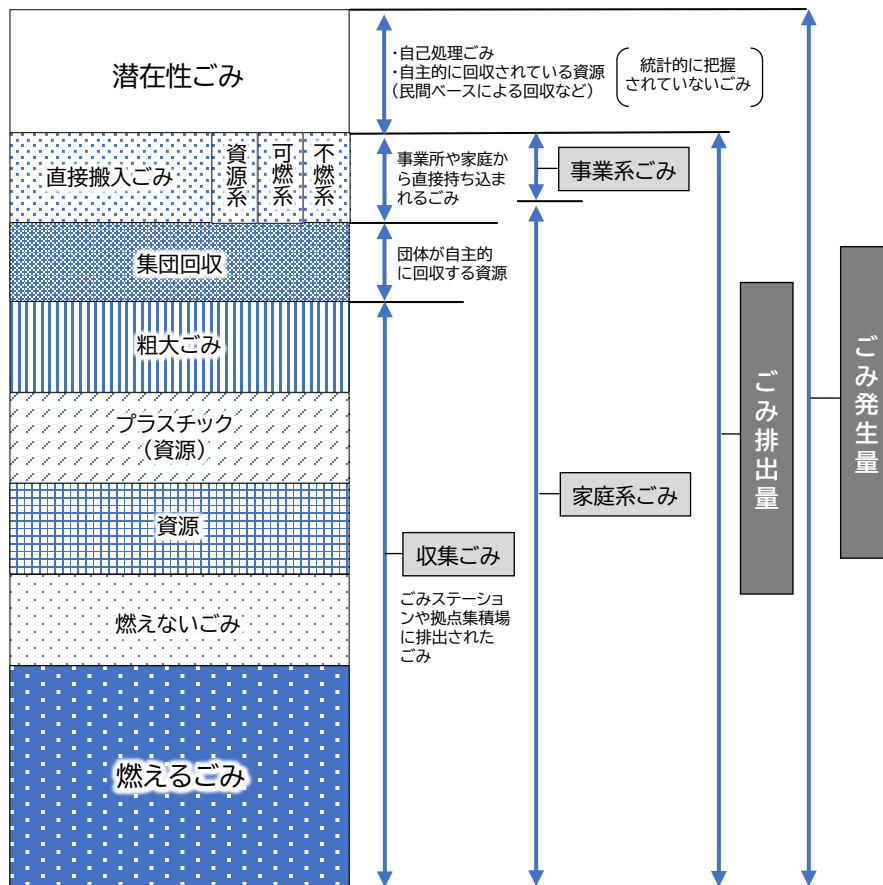
第2章 ごみ処理に関する現況

第1節 ごみ排出の現況

1. ごみの発生・排出に関する定義

図 2-1にごみの発生・排出に関する定義を示します。本計画では、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物のうち、住民の生活や事業活動などによって発生するすべての不用物を「ごみ発生量」とし、その中で、自主的な資源回収や自己処理されているごみ(潜在性ごみ)を除いた量、すなわち統計的に把握されている量を「ごみ排出量」とします。

排出されたごみのうち、家庭から排出されたごみを「家庭系ごみ」とし、市が収集したごみを「収集ごみ」(資源回収団体が自主的に回収するごみを除く)とします。また、事業所などから直接搬入されたものを「事業系ごみ」とします。



注) 不用となった家電4品目、建築廃材、自動車等は市では収集せず、専門店・専門業者が回収・再商品化

図 2-1 ごみの発生・排出に関する定義

2. ごみの分別種類

現在のごみの分別区分を表 2-1に示します。

表 2-1 ごみの分別区分

| 種類 | 分類および対象品目例 | 収集方法 |
|----------------|--|---|
| 燃えるごみ | <ul style="list-style-type: none"> ■紙製品(ちり紙くずなど) ■履き物・ゴム製品 ■木・竹類(長さ 60 cm、太さ 10 cm未満に切る) ■じゅうたん・布団類(60 cm未満に束ねる) ■台所ごみ(生ごみ、貝がら) | <p>ステーション方式 週2回</p> |
| 燃えないごみ | <ul style="list-style-type: none"> ■ガラス製品(鏡、蛍光灯など) ■金属製品(傘、刃物類など) ■電化製品(大きさが 60 cm未満のもの) ■陶磁器類 | <p>ステーション方式 月1回</p> |
| プラスチック (資源) | <ul style="list-style-type: none"> ■プラスチック製品(大きさが 60 cm未満のもの) ※プラマークがついているもの ■ボトル類 ■カップ・パック類 ■トレイ類 ■ポリ袋類 ■緩衝材類(発泡スチロールなど) | <p>ステーション方式 週1回</p> |
| 資源 | <ul style="list-style-type: none"> ■紙類(新聞紙、雑誌、雑紙、段ボール、牛乳パック、紙製容器包装) ■衣類・布類(かばん、ベルト、帽子、財布、ダウンジャケットを含む) ■金属類(スチール類、アルミ類、スプレー缶・カセットボンベ) ■ビン類(有料ビン、カレット) ■ペットボトル ■廃乾電池 | <ul style="list-style-type: none"> ■行政回収 ステーション方式 月1~2回 ■集団回収(子ども会等) ■拠点回収 ①清掃事務所 ②(株)中西 ③市役所駐車場 (第2・4日曜日) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■使用済小型家電(電気、又は電池で動く小型の電化製品や、電子機器・電子レンジ・石油ストーブ・ファンヒーターなど)・パソコン | <ul style="list-style-type: none"> ■拠点回収(上記3か所) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■羽毛ふとん(ダウンの割合が50%以上) | <ul style="list-style-type: none"> ■清掃事務所 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■小型充電式電池(ニカド電池、リチウムイオン電池、ニッケル水素電池) | <ul style="list-style-type: none"> ■市環境課窓口 ■清掃事務所 ■市内リサイクル協力拠点 |
| 粗大ごみ | <p>※縦・横・高さのいずれか1辺の長さが 60 cm以上のもの(家具、寝具、建具、楽器など)</p> <p>※大きさにかわらず粗大ごみとなるもの(オイルヒーター・物干し台など)</p> | <p>戸別収集 (清掃事務所に電話による 申込み要) 毎週水曜日</p> |

3. ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理フロー(ごみや資源の流れ)を図 2-2に示します。

○燃えるごみ

家庭及び事業所(公共施設含む)から排出されます。家庭から排出されるものはステーション方式による収集もしくは直接搬入で、事業所から排出されるものは許可業者による収集もしくは直接搬入で、東部知多クリーンセンターへ搬入し、焼却処理します。

○燃えないごみ

家庭及び事業所(公共施設含む)から排出されます。家庭から排出されるものはステーション方式による収集もしくは直接搬入で東部知多クリーンセンターへ搬入し、破碎処理します。なお、破碎処理後、焼却・埋立・再資源化するものに選別しています。

事業所から排出されるものは事業者自らの責務として許可業者による収集及び処分を義務としています。

○資源・プラスチック

家庭から排出されるものについて、ステーション方式による収集で回収しており、各種リサイクル業者に搬入し、資源化しています。紙製容器包装、プラスチック、ペットボトルは(公財)日本容器包装リサイクル協会を通じた指定法人ルートにより資源化しています。なお、資源は回収量に応じて区・町内会に奨励金(資源売却金額を含む)を交付しています。

○粗大ごみ

各家庭からの申込みに応じて戸別収集しています。

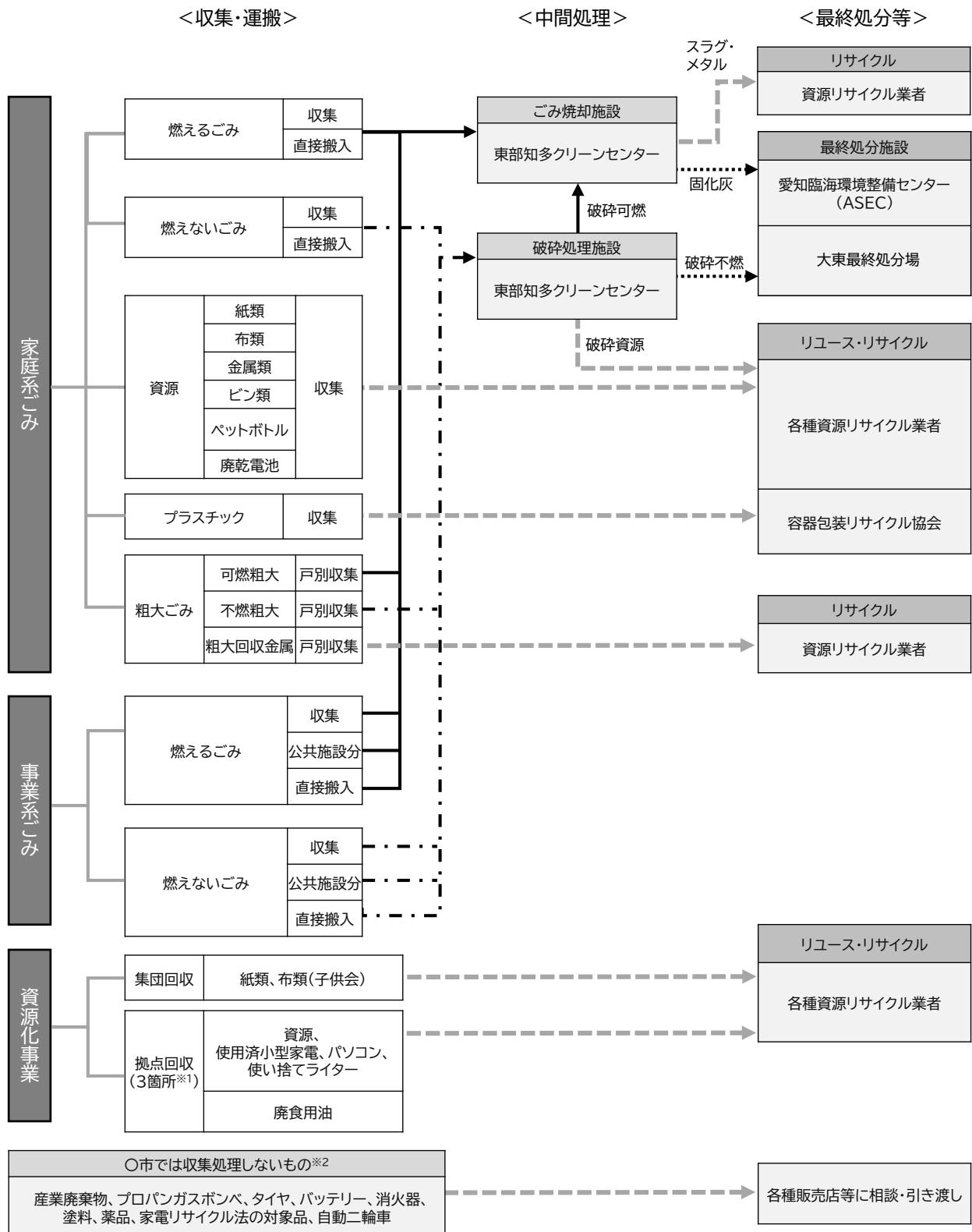
可燃性粗大は、燃えるごみ同様に、東部知多クリーンセンターにて焼却処理します。

不燃性粗大は、燃えないごみ同様に、東部知多クリーンセンターにて破碎処理します。

粗大回収金属は、リサイクル業者へ搬入し、資源化しています。

○資源化事業

子ども会において、紙類、布類の集団回収を実施しています。また資源を直接持ち込める拠点を市内に3箇所設置しており、2008 年度から廃食用油の回収を、2012 年度からは小型家電の拠点回収を、2013 年度からはパソコンの拠点回収を、2019 年度からは小型充電式電池、羽毛ふとん(ダウンの割合 50%以上)の拠点回収をそれぞれ開始しています。また、市役所環境課前にてインクカートリッジの回収ボックスを設けています。



※1 拠点回収・・・豊明市清掃事務所、(株)中西、豊明市役所正面駐車場の3箇所
 ※2 豊明市役所にてインクカートリッジの回収を実施

図 2-2 ごみ処理フロー

4. ごみ排出量の実績

(1) 種類別排出量

本市のごみ排出量の実績を図 2-3、表 2-2に示します。2022 年度のごみ総排出量は 17,674t です。ごみの種類別では、燃えるごみが最も多く 14,144t(80%)、次に資源が 2,257t(13%)、プラスチック(2022 年 10 月まではプラスチック製容器包装。以下同様に表記。)が 732t(4%)、燃えないごみが 357t(2%)、粗大ごみが 119t(0.7%)、使用済小型家電が 64t(0.5%) の順となっています。

経年変化を見ると、燃えないごみと資源は減少傾向にあり、粗大ごみと使用済小型家電は増加しています。

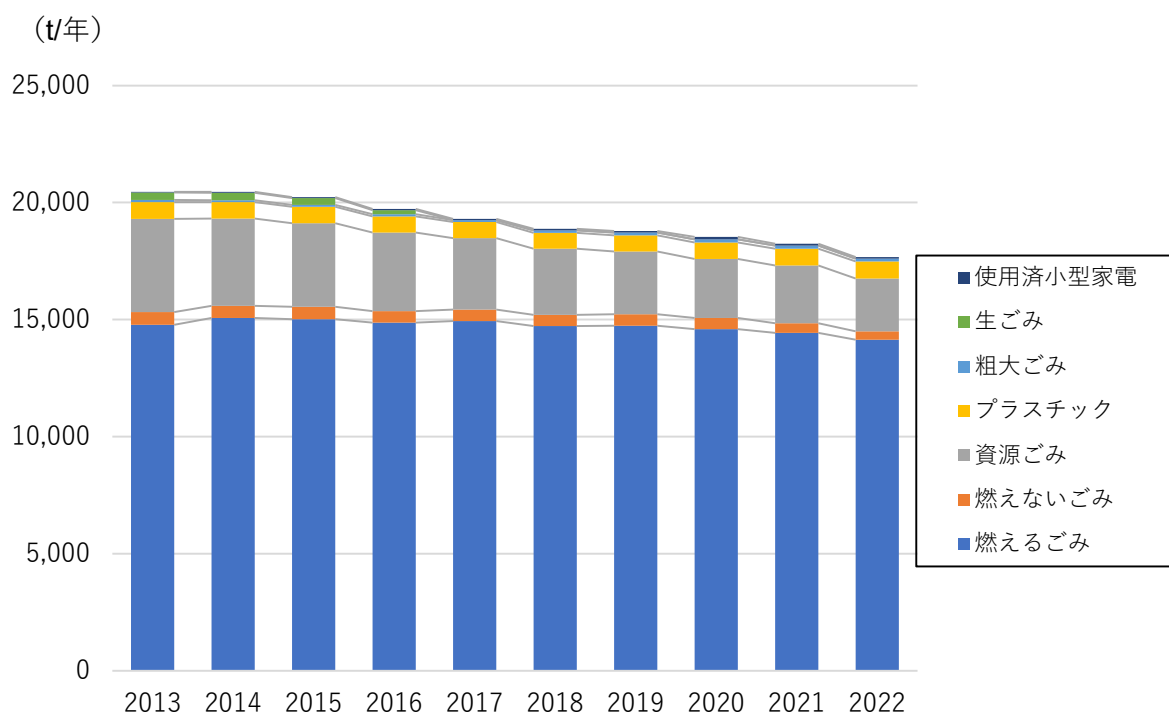


図 2-3 ごみ排出量の実績

表 2-2 ごみ排出量の実績

| 年度 | 燃えるごみ(t) | 燃えないごみ(t) | 資源(t) | プラスチック(t) | 粗大ごみ(t) | 生ごみ(t) | 使用済小型家電(t) | 合計(t) |
|------|----------|-----------|-------|-----------|---------|--------|------------|--------|
| 2013 | 14,783 | 537 | 3,989 | 714 | 83 | 322 | 26 | 20,454 |
| 2014 | 15,075 | 512 | 3,726 | 710 | 79 | 313 | 40 | 20,454 |
| 2015 | 15,019 | 527 | 3,572 | 706 | 74 | 294 | 36 | 20,229 |
| 2016 | 14,873 | 489 | 3,352 | 698 | 83 | 180 | 47 | 19,722 |
| 2017 | 14,937 | 490 | 3,050 | 686 | 90 | - | 47 | 19,300 |
| 2018 | 14,723 | 485 | 2,822 | 680 | 101 | - | 66 | 18,876 |
| 2019 | 14,742 | 487 | 2,682 | 694 | 112 | - | 73 | 18,790 |
| 2020 | 14,593 | 481 | 2,518 | 706 | 134 | - | 102 | 18,534 |
| 2021 | 14,426 | 423 | 2,458 | 717 | 130 | - | 80 | 18,235 |
| 2022 | 14,144 | 357 | 2,257 | 732 | 119 | - | 64 | 17,674 |

注 1) 2022 年 10 月からプラスチック一括回収を行い、プラスチック製容器包装と製品プラスチックを一緒に回収している。

注 2) 2016 年 12 月で生ごみの分別回収は終了した。

(2) 排出形態別排出量

ごみの排出形態別排出量を図 2-4、表 2-3に示します。2022 年度における家庭系ごみは14,907t(84%)、事業系ごみは2,767t(16%)です。

経年変化を見ると、家庭系ごみと事業系ごみの構成割合はほぼ一定の割合になっており、本市のごみは家庭系ごみが約 85%を占めています。

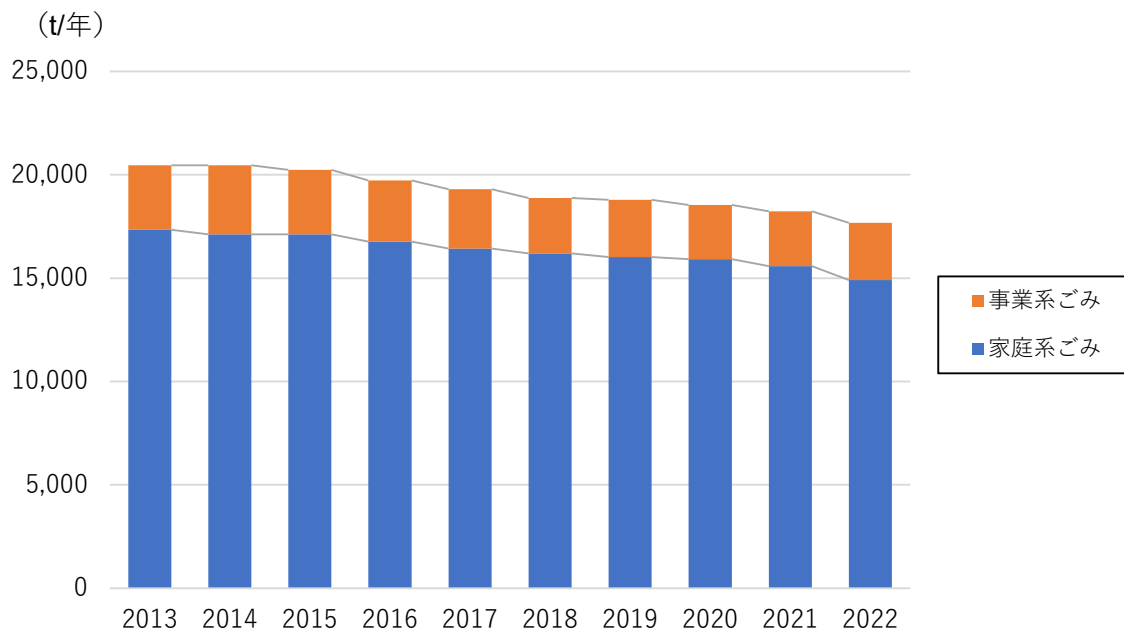


図 2-4 ごみ排出形態別排出量の推移

表 2-3 ごみ排出形態別排出量の推移

| 年度 | 家庭系ごみ (t) | 事業系ごみ (t) | 合計 (t) | 家庭系:事業系 構成割合 |
|------|-----------|-----------|--------|--------------|
| 2013 | 17,339 | 3,115 | 20,454 | 85:15 |
| 2014 | 17,114 | 3,341 | 20,455 | 84:16 |
| 2015 | 17,123 | 3,106 | 20,229 | 85:15 |
| 2016 | 16,759 | 2,963 | 19,722 | 85:15 |
| 2017 | 16,423 | 2,877 | 19,300 | 85:15 |
| 2018 | 16,198 | 2,679 | 18,877 | 86:14 |
| 2019 | 16,023 | 2,768 | 18,791 | 85:15 |
| 2020 | 15,921 | 2,613 | 18,534 | 86:14 |
| 2021 | 15,582 | 2,653 | 18,235 | 85:15 |
| 2022 | 14,907 | 2,767 | 17,674 | 84:16 |

(3) 収集形態別排出量

ごみの収集形態別排出量を図 2-5、表 2-4に示します。2022 年度における収集ごみは 16,429t(93%)、東部知多クリーンセンターへの直接搬入ごみは 1,245t(7%)です。

経年変化を見ると、収集ごみと直接搬入ごみの構成割合はほぼ一定の割合になっており、2022 年度では収集ごみが約 93%を占めています。

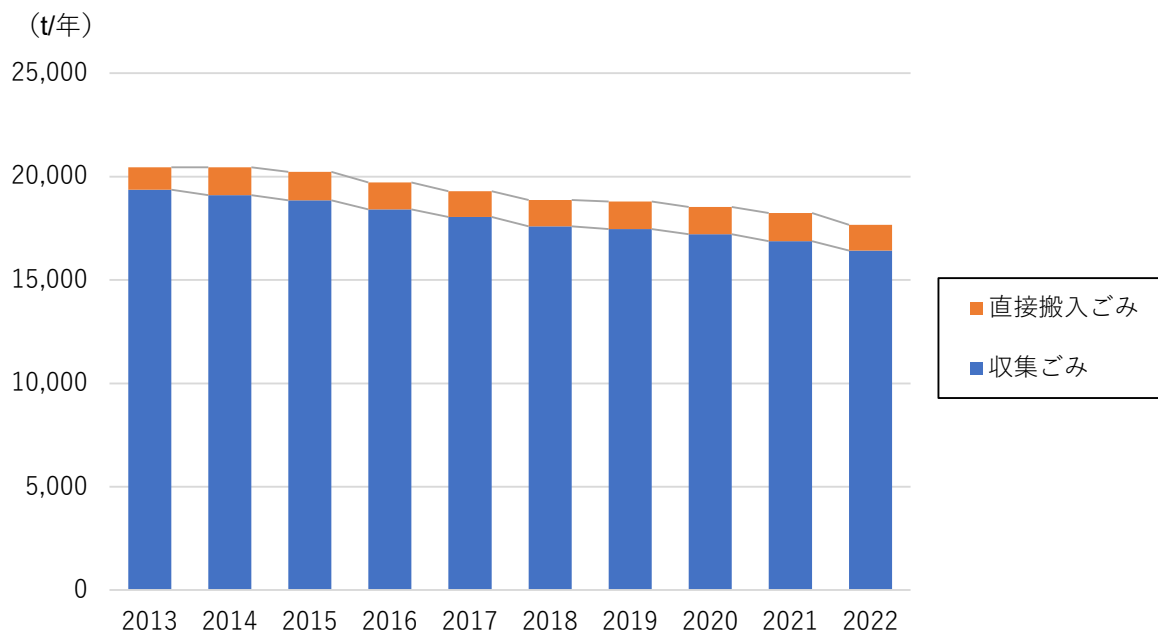


図 2-5 ごみ収集形態別排出量の推移

表 2-4 ごみ収集形態別排出量の推移

| 年度 | 収集ごみ(t) | 直接搬入ごみ(t) | 合計(t) | 収集:直接搬入 構成割合 |
|------|---------|-----------|--------|-----------------|
| 2013 | 19,367 | 1,088 | 20,454 | 95:5 |
| 2014 | 19,100 | 1,355 | 20,455 | 94:6 |
| 2015 | 18,849 | 1,380 | 20,229 | 94:6 |
| 2016 | 18,413 | 1,309 | 19,722 | 94:6 |
| 2017 | 18,057 | 1,243 | 19,300 | 94:6 |
| 2018 | 17,603 | 1,274 | 18,877 | 93:7 |
| 2019 | 17,466 | 1,325 | 18,791 | 93:7 |
| 2020 | 17,209 | 1,324 | 18,534 | 93:7 |
| 2021 | 16,877 | 1,357 | 18,235 | 93:7 |
| 2022 | 16,429 | 1,245 | 17,674 | 93:7 |

注1) 収集ごみには集団回収を含む。

注2) 直接搬入ごみには公共施設排出量を含む。

(4)ごみ排出量原単位

本市のごみ排出量原単位(一人一日あたりのごみ排出量)の実績を図 2-6、表 2-5に示します。本市のごみ排出量原単位(集団回収含む)は 2021 年度は 737g/人・日、2022 年度は 707g/人・日であり、2021 年度の県平均 877g/人・日(集団回収含む)をいずれも下回っています。

経年変化を見ると、家庭系原単位、ごみ総排出量原単位いずれも減少の傾向となっており、排出抑制が進んでいますが、これは県内及び全国的な傾向と同様です。

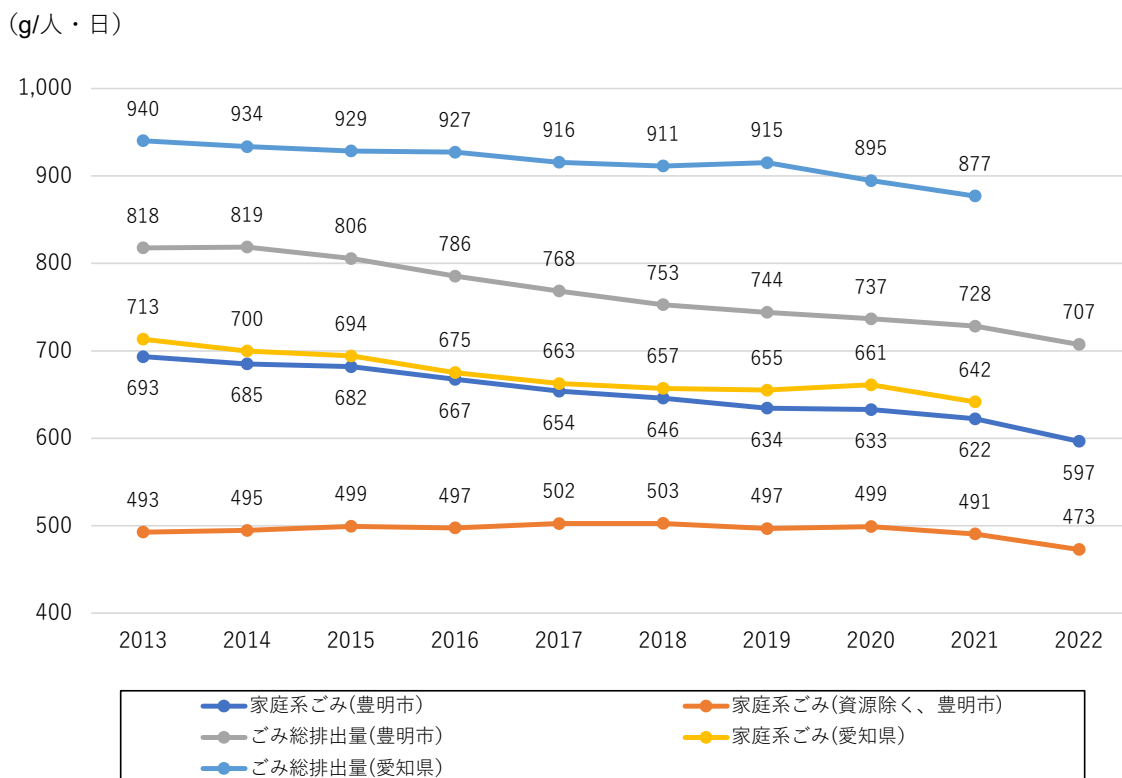


図 2-6 ごみ排出量原単位の実績

表 2-5 ごみ排出量原単位の実績

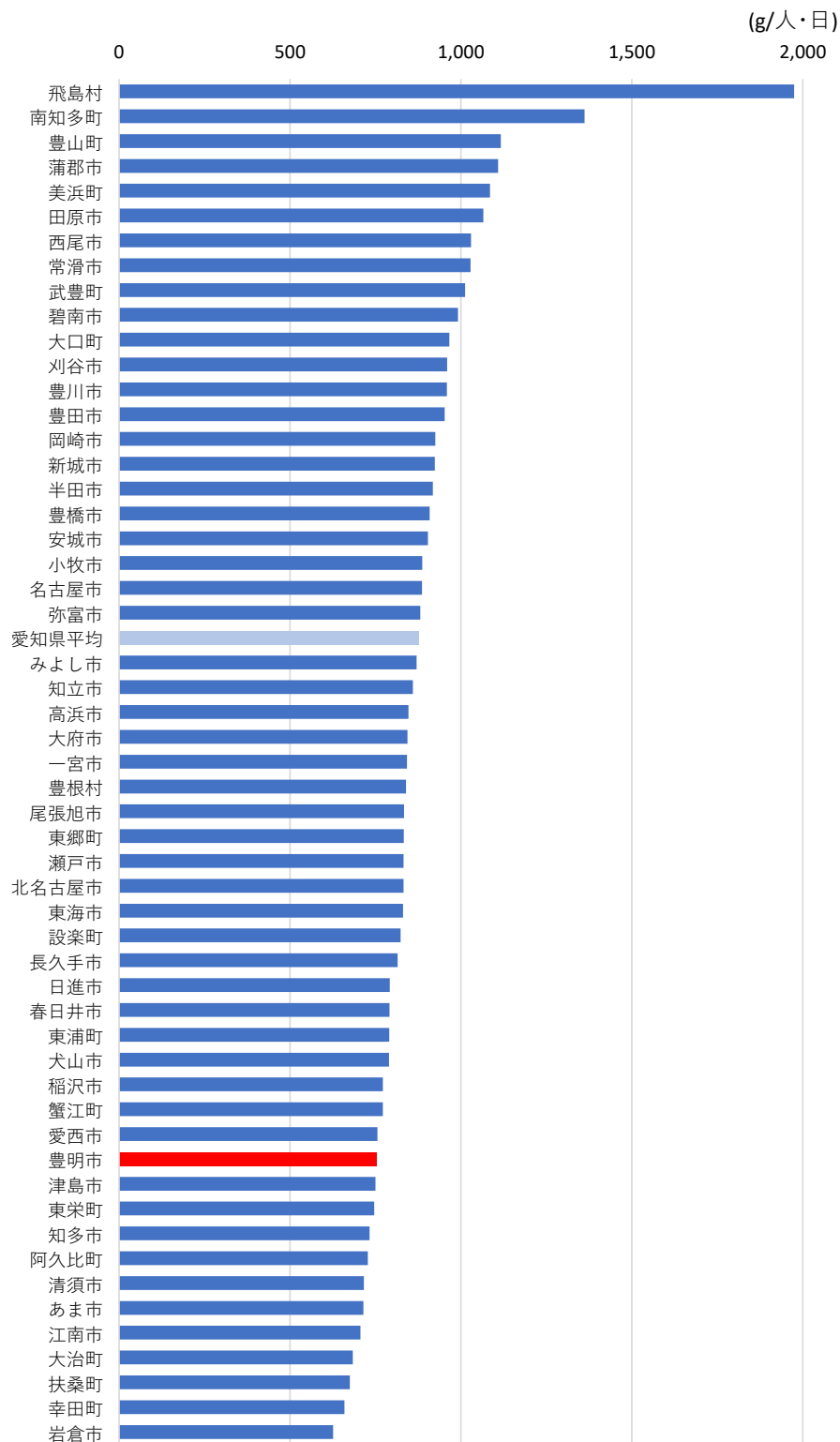
| 年度 | 豊明市 | | | 愛知県 | |
|------|--------------|------------------------|---------------|--------------|---------------|
| | 家庭系ごみ 原単位 | 家庭系ごみ (資源除く) 原単位 | ごみ総排出量 原単位 | 家庭系ごみ 原単位 | ごみ総排出量 原単位 |
| | (g/人・日) | (g/人・日) | (g/人・日) | (g/人・日) | (g/人・日) |
| 2013 | 693 | 493 | 818 | 713 | 940 |
| 2014 | 685 | 495 | 819 | 700 | 934 |
| 2015 | 682 | 499 | 806 | 694 | 929 |
| 2016 | 667 | 497 | 786 | 675 | 927 |
| 2017 | 654 | 502 | 768 | 663 | 916 |
| 2018 | 646 | 503 | 753 | 657 | 911 |
| 2019 | 634 | 497 | 744 | 655 | 915 |
| 2020 | 633 | 499 | 737 | 661 | 895 |
| 2021 | 622 | 491 | 728 | 642 | 877 |
| 2022 | 597 | 473 | 707 | — | — |

出典)愛知県:一般廃棄物処理実態調査(環境省)

注1)家庭系ごみ量、ごみ総排出雨量には集団回収量も含む。

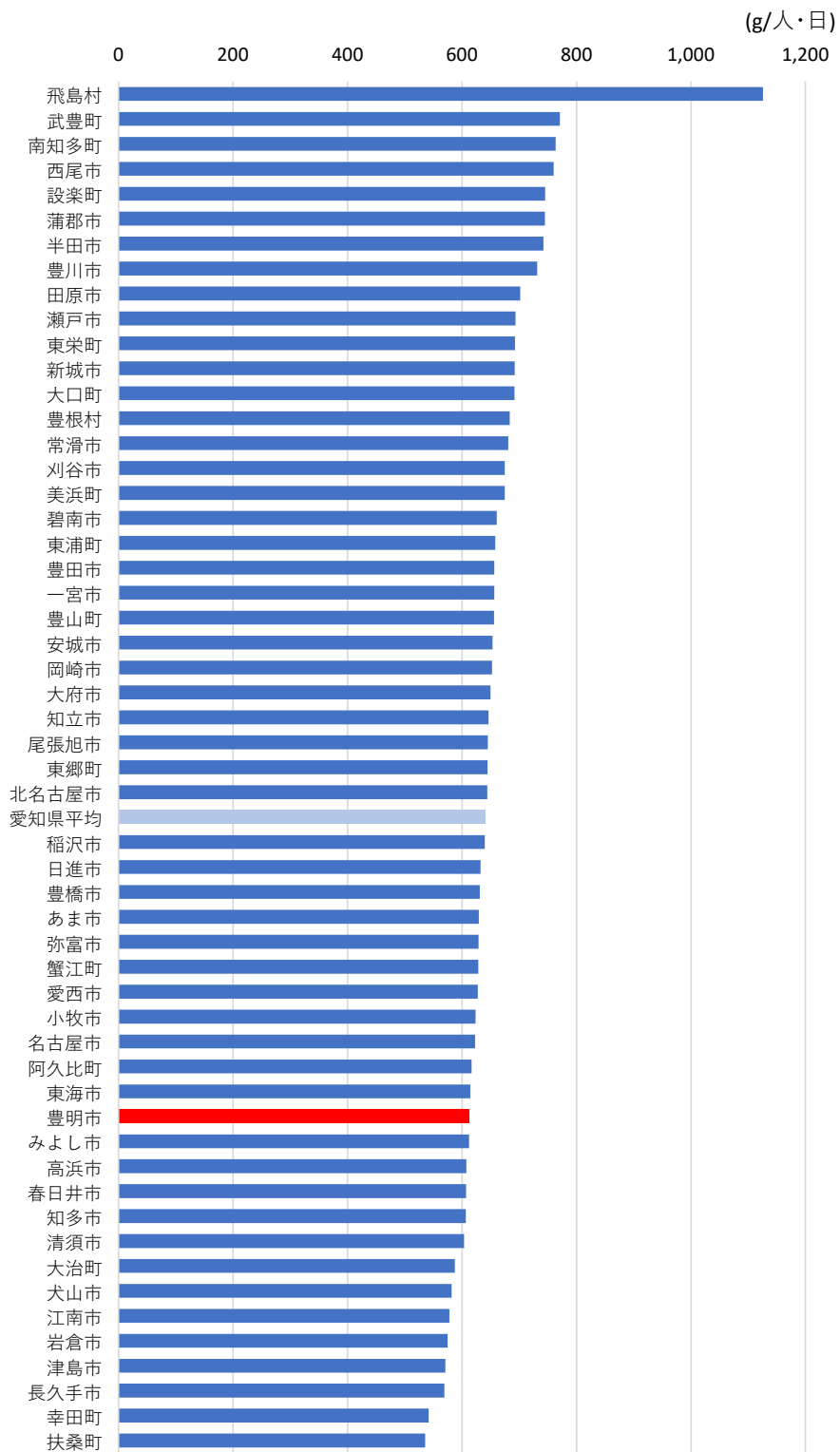
(5)ごみ排出量原単位の他都市との比較

2021 年度のごみ排出量原単位(集団回収含む)及び家庭系ごみ排出量原単位について、県内他都市との比較を図 2-7及び図 2-8に示します。本市のごみ排出量原単位及び家庭系ごみ排出量原単位は、ともに県平均を下回り、低い方から 1/4 程度のレベルにあります。



出典)一般廃棄物処理実態調査(環境省)より作成

図 2-7 ごみ排出量原単位(全体)



出典)一般廃棄物処理実態調査(環境省)より作成

図 2-8 ごみ排出量原単位(生活系)

第2節 ごみの性状

1. ごみ質分析結果

2022年度の東部知多衛生組合におけるごみ質分析結果を表 2-6、図 2-9に示します。

低位発熱量は平均 8,578kJ/kg、ごみの三成分(平均値)は水分 51.1%、可燃分 44.4%、灰分 4.5%となっています。

可燃ごみ中の組成は紙・布類が最も多く43%、次いでちゅう芥類が24%、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が23%の順となっています。

表 2-6 可燃ごみのごみ質分析結果(2022年度)

| 項目 | | 単位 | 最小 | 平均 | 最大 |
|-----------------|------------------|------------------|-------|-------|--------|
| 低位発熱量 | | kJ/kg | 6,520 | 8,578 | 11,380 |
| 三成分 | 水分 | % | 41.9 | 51.1 | 60.3 |
| | 灰分 | % | 2.8 | 4.5 | 8.5 |
| | 可燃分 | % | 36.8 | 44.4 | 54.8 |
| 単位体積重量 | | t/m ³ | 84.0 | 139.1 | 201.0 |
| 種類別組成 (乾ベース) | 紙・布類 | % | 28.1 | 43.4 | 58.5 |
| | ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類 | % | 12.9 | 22.6 | 33.1 |
| | 木・竹・わら類 | % | 2.3 | 6.8 | 23.8 |
| | ちゅう芥類 | % | 13.1 | 24.2 | 39.1 |
| | 不燃物類 | % | 0.3 | 2.7 | 7.5 |
| | その他 | % | 0.0 | 0.3 | 1.0 |

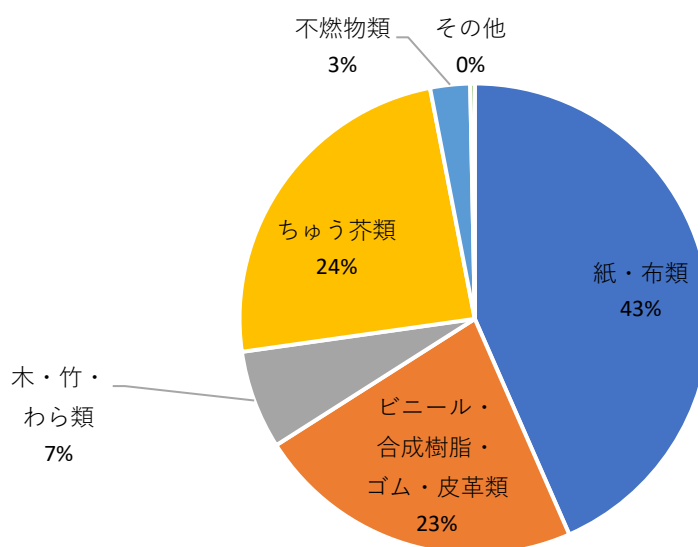


図 2-9 可燃ごみの種類別組成

2. ごみ組成調査結果

本市では毎年、燃えるごみ、燃えないごみ、プラスチックの組成調査を、年1回地区を変えて実施しています。過去5年間の燃えるごみの組成を図 2-10、表 2-7に示します。2022 年度における燃えるごみの組成割合は、「燃えるごみ」が最も多く 86.3%を占めているものの、資源化が可能な手をつけている生ごみが全体の 30.6%を占め、高くなっています。また、資源として分類されるものも 13.5%含まれていますが、経年的に減少傾向にあります。

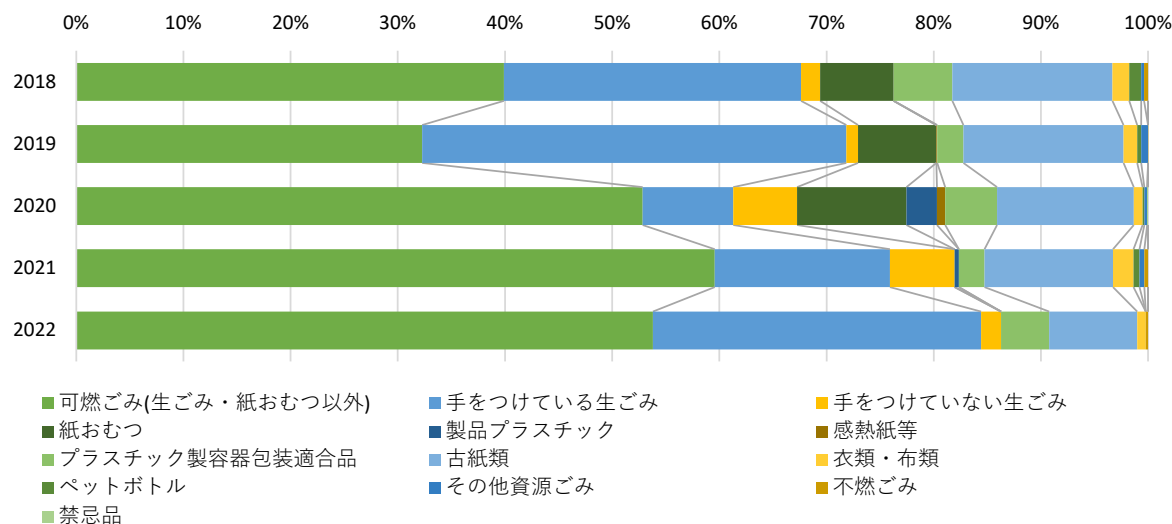


図 2-10 燃えるごみの組成調査結果の推移

表 2-7 燃えるごみの組成調査結果の推移

| 分類\年度 | | 2018 | | 2019 | | 2020 | | 2021 | | 2022 | |
|-----------|------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 落合区 | | 大久伝区 | | 間米区 | | 大脇区 | | 大根区 | |
| | | 重量 (kg) | 重量比 (%) | 重量 (kg) | 重量比 (%) | 重量 (kg) | 重量比 (%) | 重量 (kg) | 重量比 (%) | 重量 (kg) | 重量比 (%) |
| 燃える ごみ | 可燃ごみ(生ごみ・紙おむつ以外) | 43.0 | 39.9 | 53.0 | 32.3 | 101.1 | 52.8 | 108.8 | 59.6 | 82.0 | 53.8 |
| | 手をつけている生ごみ | 29.9 | 27.7 | 65.0 | 39.6 | 16.2 | 8.4 | 29.9 | 16.4 | 46.6 | 30.6 |
| | 手をつけていない生ごみ | 1.9 | 1.8 | 1.8 | 1.1 | 11.4 | 6.0 | 11.0 | 6.0 | 2.9 | 1.9 |
| | 紙おむつ | 7.4 | 6.9 | 12.0 | 7.3 | 19.5 | 10.2 | — | — | — | — |
| | 製品プラスチック | — | — | — | — | 5.5 | 2.8 | 0.7 | 0.4 | ※ | ※ |
| | 感熱紙等 | — | — | 0.2 | 0.1 | 1.5 | 0.8 | — | — | — | — |
| | 小計 | 82.2 | 76.3 | 132.0 | 80.3 | 155.1 | 81.1 | 150.3 | 82.3 | 131.4 | 86.3 |
| 資源 | プラスチック製容器包装適合品 | 5.9 | 5.5 | 4.0 | 2.4 | 9.3 | 4.8 | 4.4 | 2.4 | 6.9 | 4.5 |
| | 雑誌・雑紙 | 7.1 | 6.6 | 14.2 | 8.6 | 14.3 | 7.5 | 13.5 | 7.4 | 4.9 | 3.2 |
| | 紙製容器包装 | 4.1 | 3.8 | 6.0 | 3.6 | 6.2 | 3.2 | 4.2 | 2.3 | 6.3 | 4.1 |
| | 新聞 | 2.7 | 2.5 | 1.9 | 1.2 | 1.5 | 0.8 | 1.1 | 0.6 | 0.8 | 0.5 |
| | 衣類・布類 | 1.7 | 1.6 | 2.1 | 1.3 | 1.6 | 0.8 | 3.5 | 1.9 | 1.2 | 0.8 |
| | ダンボール | 1.4 | 1.3 | 1.6 | 1.0 | 1.5 | 0.8 | 2.2 | 1.2 | 0.0 | 0.0 |
| | ペットボトル | 1.2 | 1.1 | 0.6 | 0.4 | 0.3 | 0.2 | 1.1 | 0.6 | 0.0 | 0.0 |
| | 牛乳パック | 0.8 | 0.7 | 0.9 | 0.5 | 1.0 | 0.5 | 1.0 | 0.5 | 0.6 | 0.4 |
| | ビン | 0.3 | 0.3 | 0.2 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 0.5 | 0.3 | 0.0 | 0.0 |
| | アルミ | 0.0 | 0.0 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.2 | 0.1 | 0.0 | 0.0 |
| | スチール | 0.0 | 0.0 | 0.1 | 0.0 | 0.1 | 0.1 | 0.2 | 0.1 | 0.0 | 0.0 |
| | スプレー缶・カセットボンベ | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.1 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 乾電池 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.2 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 廃食用油 | — | — | 0.7 | 0.4 | — | — | — | — | — | — |
| 小計 | 25.2 | 23.4 | 32.3 | 19.6 | 36.0 | 18.8 | 31.6 | 17.3 | 20.6 | 13.5 | |
| 燃えないごみ | 0.4 | 0.4 | 0.0 | 0.0 | 0.1 | 0.1 | 0.7 | 0.4 | 0.4 | 0.2 | |
| 禁忌品 | ライター・カミソリ | — | — | — | — | 0.1 | 0.1 | — | — | — | — |
| 合計 | 107.8 | 100.0 | 164.3 | 100.0 | 191.3 | 100.0 | 182.6 | 100.0 | 152.3 | 100.0 | |

※2022 年度より製品プラスチックの資源化が開始されたため、2022 年度における製品プラスチックの数値は「プラスチック製容器包装適合品」の数値に含める。

過去5年間の燃えないごみの組成を図 2-11、表 2-8に示します。2022 年度における燃えないごみの組成割合は「燃えないごみ」が最も高く 75.6%を占めています。燃えないごみの 21.6%を占める電化製品のうち、小型家電は 2012 年度より資源として回収していることから、対象品の分別促進が必要となります。全体的には燃えないごみの中に、スチール、アルミ等資源として回収できるものがまだまだ含まれており、また、燃えるごみとして分別されるべきものも含まれています。

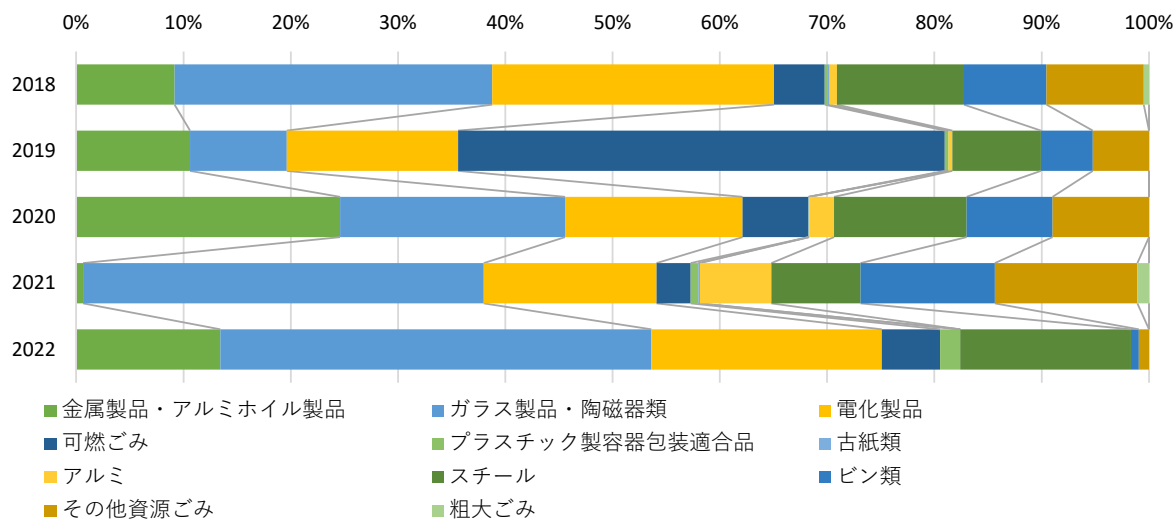


図 2-11 燃えないごみの組成調査結果の推移

表 2-8 燃えないごみの組成調査結果の推移

| 分類\年度 | | 2018 | | 2019 | | 2020 | | 2021 | | 2022 | |
|------------|---------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 大根区 | | 坂部区 | | 阿野区 | | 落合区 | | 桶狭間区 | |
| | | 重量 (kg) | 重量比 (%) | 重量 (kg) | 重量比 (%) | 重量 (kg) | 重量比 (%) | 重量 (kg) | 重量比 (%) | 重量 (kg) | 重量比 (%) |
| 燃えない ごみ | 金属製品・アルミホイル製品 | 18.8 | 9.9 | 18.0 | 10.8 | 49.0 | 26.7 | 0.6 | 0.7 | 14.4 | 13.5 |
| | ガラス製品・陶磁器類 | 60.8 | 32.1 | 15.3 | 9.2 | 41.8 | 22.8 | 32.8 | 41.8 | 42.9 | 40.4 |
| | 電化製品 | 53.9 | 28.5 | 27.1 | 16.2 | 33.0 | 18.0 | 14.2 | 18.0 | 23.0 | 21.6 |
| | 小計 | 133.5 | 70.5 | 60.4 | 36.2 | 123.8 | 67.4 | 47.5 | 60.5 | 80.2 | 75.6 |
| 燃える ごみ | 燃えるごみ(生ごみ・プラスチック以外) | 8.7 | 4.6 | 16.6 | 9.9 | 6.6 | 3.6 | 2.2 | 2.8 | 5.8 | 5.5 |
| | 生ごみ | 1.0 | 0.5 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | プラスチック | — | — | — | — | 5.6 | 3.1 | 0.6 | 0.8 | ※ | ※ |
| | 小計 | 9.7 | 5.1 | 77.0 | 46.1 | 12.2 | 6.6 | 2.8 | 3.6 | 5.8 | 5.5 |
| 資源 | プラスチック製容器包装適合品 | 0.6 | 0.3 | 0.6 | 0.4 | 0.1 | 0.1 | 0.6 | 0.8 | 2.0 | 1.9 |
| | 紙製容器包装 | 0.3 | 0.2 | 0.0 | 0.0 | 0.1 | 0.1 | 0.2 | 0.2 | 0.0 | 0.0 |
| | 牛乳パック | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 衣類・布類 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | ペットボトル | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | アルミ | 1.4 | 0.7 | 0.6 | 0.4 | 4.6 | 2.5 | 5.9 | 7.5 | 0.0 | 0.0 |
| | スチール | 24.3 | 12.8 | 14.0 | 8.4 | 24.6 | 13.4 | 7.3 | 9.3 | 17.0 | 16.0 |
| | ピン(飲料用以外) | 0.9 | 0.5 | 2.8 | 1.7 | 0.6 | 0.3 | 10.4 | 13.2 | 0.2 | 0.2 |
| | ピン(飲食用) | 14.9 | 7.9 | 5.4 | 3.2 | 15.4 | 8.4 | 0.7 | 0.8 | 0.6 | 0.6 |
| | 乾電池 | 1.1 | 0.6 | 0.2 | 0.1 | 0.3 | 0.2 | 0.0 | 0.0 | 0.1 | 0.1 |
| | スプレー缶・ガスボンベ | 1.7 | 0.9 | 0.5 | 0.3 | 1.6 | 0.9 | 0.7 | 0.8 | 0.1 | 0.1 |
| 小計 | 45.2 | 23.9 | 24.1 | 14.4 | 47.3 | 25.8 | 25.6 | 32.6 | 20.0 | 18.8 | |
| 粗大ごみ | 1.0 | 0.5 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1.0 | 1.2 | 0.0 | 0.0 | |
| 禁忌品 | ライター・カミソリ・電子たばこ・点火棒・ボタン電池 | — | — | 5.4 | 3.2 | 0.3 | 0.2 | 1.7 | 2.1 | 0.2 | 0.1 |
| 合計 | | 189.4 | 100.0 | 166.9 | 100.0 | 183.6 | 100.0 | 78.5 | 100.0 | 106.2 | 100.0 |

※2022 年度より製品プラスチックの資源化が開始されたため、2022 年度におけるプラスチックの数値は「プラスチック製容器包装適合品」の数値に含める。

過去5年間のプラスチックの組成を図 2-12、表 2-9に示します。

2022 年度におけるプラスチックの組成割合はプラスチックが最も高く、90.2%を占めていますが、残りの1割程は不適合品であり、汚れが付着しているため可燃ごみとなるプラスチック製容器包装や分類区分が違う資源等が含まれています。

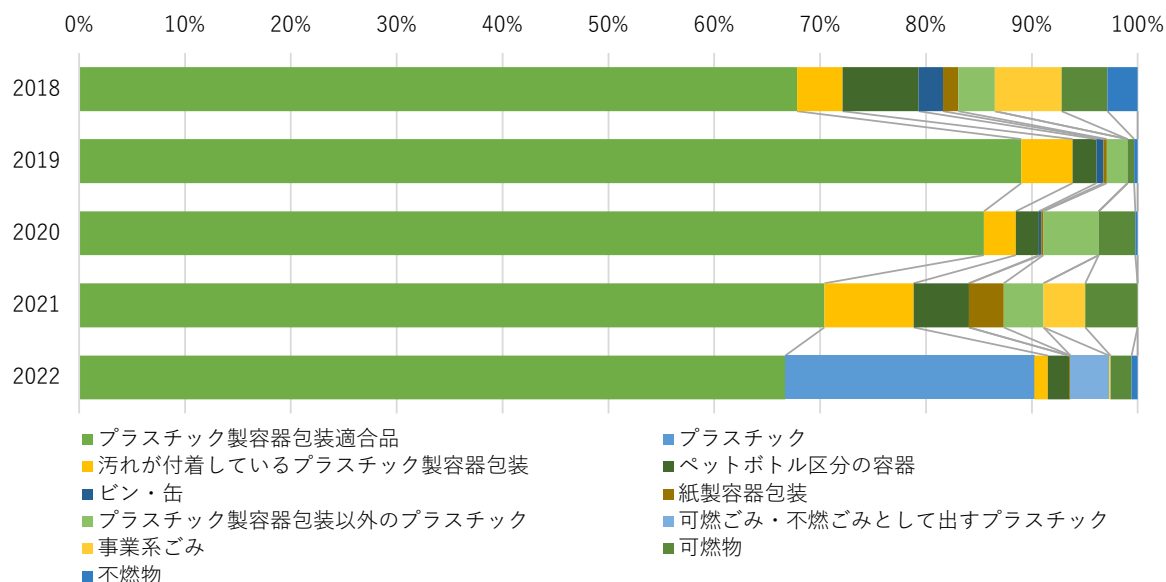


図 2-12 プラスチックの組成調査結果の推移

表 2-9 プラスチックの組成調査結果の推移

| 分類\年度 | 2018 | | 2019 | | 2020 | | 2021 | | 2022 | |
|----------------------|---------|-------|------|-------|-------|-------|------|-------|------|-------|
| | 東沓掛区 | | 館区 | | ゆたか台区 | | 勅使台区 | | 館区 | |
| | 重量 | 重量比 | 重量 | 重量比 | 重量 | 重量比 | 重量 | 重量比 | 重量 | 重量比 |
| | (kg) | (%) | (kg) | (%) | (kg) | (%) | (kg) | (%) | (kg) | (%) |
| プラスチック製容器包装適合品 | 23.6 | 67.8 | 27.5 | 89.0 | 39.4 | 85.5 | 52.6 | 70.4 | — | — |
| プラスチック | — | — | — | — | — | — | — | — | 63.3 | 90.2 |
| 汚れが付着しているプラスチック製容器包装 | 1.5 | 4.3 | 1.5 | 4.9 | 1.4 | 3.0 | 6.3 | 8.4 | 0.9 | 1.3 |
| ペットボトル区分の容器 | 2.5 | 7.2 | 0.7 | 2.3 | 1.0 | 2.2 | 3.9 | 5.2 | 1.4 | 2.0 |
| ビン・缶 | 0.8 | 2.3 | 0.2 | 0.6 | 0.1 | 0.2 | — | — | — | — |
| 紙製容器包装 | 0.5 | 1.4 | 0.1 | 0.3 | 0.1 | 0.2 | 2.5 | 3.3 | 0.1 | 0.1 |
| プラスチック製容器包装以外のプラスチック | 1.2 | 3.4 | 0.6 | 1.9 | 2.4 | 5.2 | 2.8 | 3.7 | — | — |
| 可燃ごみ・不燃ごみとして出すプラスチック | — | — | — | — | — | — | — | — | 2.6 | 3.6 |
| ごみ | 2.2 | 6.3 | — | — | — | — | 3.0 | 3.9 | 0.1 | 0.1 |
| 可燃物 | 1.5 | 4.3 | 0.2 | 0.6 | 1.6 | 3.5 | 3.7 | 5.0 | 1.4 | 2.0 |
| 不燃物 | 1.0 | 2.9 | 0.1 | 0.3 | 0.1 | 0.2 | — | — | 0.4 | 0.6 |
| 禁忌品 | カミソリ 1本 | | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | 34.8 | 100.0 | 30.9 | 100.0 | 46.1 | 100.0 | 74.7 | 100.0 | 70.2 | 100.0 |

※2022 年度より製品プラスチックの資源化が開始されたため、2022 年度は「プラスチック」及び「可燃ごみ・不燃ごみとして出すプラスチック」の区分を新設して整理した。

第3節 ごみの発生排出抑制・再利用の現況

1. 発生排出抑制・再利用の取組

ごみの発生排出抑制及び資源化のための主な取組を表 2-10に示します。

表 2-10 排出抑制及び資源化への取組

| ごみ減量化の状況 | 開始時期 | 内容 |
|------------------------------------|----------|--|
| 資源回収奨励交付金の交付 | 1978年4月 | 回収量に応じ各種団体に交付 |
| 資源回収事業モデル地区開始 | 1978年7月 | モデル地区(前後地区)を作り、8月から実施 |
| 530(ごみゼロ)運動実施 | 1979年5月 | 年2回(5月末、秋)(現在は年1回(5月末)) |
| 家庭系一般廃棄物収集一部委託開始(豊明団地) | 1981年 | |
| 廃乾電池分別収集開始 | 1985年 | 委託処分 |
| 生ごみ堆肥化容器(コンポスト)購入者への補助 | 1986年4月 | 1世帯上限3,000円(2005年度をもって廃止) |
| くうかん鳥による空き缶回収事業開始 | 1992年2月 | 補助券を交付し記念品と交換 2002年3月末廃止 |
| クリーンセンター見学会 | 1992年 | 小学4年生全員を対象に実施 |
| 豊明市廃棄物の処理及び清掃に関する条例同規則制定 | 1993年3月 | |
| EMボカシ無料配布 | 1993年6月 | もみ殻米ぬか糖蜜にEM菌(有効微生物群)を混ぜ合わせて乾燥発酵させたものを市内6ヶ所で無料配布(現在は4ヶ所) |
| 豊明市空き缶等のごみポイ捨て及びふん害の防止に関する条例、同規則制定 | 1996年12月 | |
| ペットボトル分別収集開始 | 1997年4月 | 1997年4月容器包装リサイクル法施行 |
| 「ごみの分け方・出し方」パンフレット作成 | // | |
| 廃棄物減量等推進員制度開始 | // | 各町内2名の推進員を委嘱(任期2年間)(2012年度末をもって廃止) |
| 粗大ごみ戸別有料収集開始 | 1997年7月 | |
| リサイクル家具の無料配布を開始 | 1997年11月 | (2005年度をもって廃止) |
| 生ごみ堆肥化事業委託 | 1998年 | モデル地域(豊明団地の一部)で開始～2001年度も同様、堆肥無料配布を年2回 |
| 生ごみ堆肥化事業モデル地区設定 | 1999年 | 豊明団地・中ノ坪北・社町内会にて開始 |
| 指定ごみ袋制度実施 | 1999年7月 | 燃えるごみ、燃えないごみ12月に完全実施 |
| 生ごみ処理機及びその他堆肥化容器(ボカシ容器等)購入補助 | 2000年4月 | 生ごみ処理機:購入費の1/2 上限25,000円、その他堆肥化容器:購入費の1/2 上限3,000円(2005年度をもって廃止) |
| 生ごみ堆肥配布開始 | // | (2007年度をもって廃止) |
| 資源直接搬入施設設置 | 2001年4月 | 市内に2ヶ所設置 |
| 家電4品目を粗大ごみの対象から除外 | // | 2001年4月家電リサイクル法施行 |
| プラスチック製容器包装指定ごみ袋制度開始 | 2001年10月 | |
| 紙製容器包装類分別収集開始 | // | 月1、2回 |

表 2-10 排出抑制及び資源化への取組(つづき)

| ごみ減量化の状況 | 開始時期 | 内容 |
|---|----------|---|
| プラスチック製容器包装ごみ分別開始 | 2001年10月 | 月2回 |
| 不燃ごみ収集回数変更 | // | 週1回から月2回に変更 |
| プラスチック製容器包装ごみ収集回数変更 | 2002年4月 | 週1回 |
| 生ごみ堆肥化事業推進地区を拡大 | 2003年2月 | 三崎全区の追加 |
| 紙製容器包装を指定法人ルートでの回収に変更 | 2003年4月 | |
| パソコンを粗大ごみの対象から除外 | 2003年10月 | 2003年10月 資源有効利用促進法一部改正 |
| 電気冷蔵庫が家電リサイクル法の対象品目に変更 | 2004年4月 | |
| 市役所日曜日資源回収ステーションを開設 | 2005年4月 | 第2、第4日曜日 |
| アダプトプログラム※の実施 | 2005年10月 | アダプトプログラム実施要綱の制定 |
| 豊明市沓掛堆肥センター完成 | 2006年3月 | 4月1日～稼働、 生ごみ処理機の補助廃止 |
| 事業系資源拠点回収開始 | 2006年11月 | 第2、第4水曜日(市商工会館) |
| 生ごみ堆肥化事業推進地区を拡大 | 2007年2月 | 豊明団地21棟分 |
| とよあけEco堆肥販売開始 | 2007年7月 | |
| 廃食用油リサイクル装置購入 | 2007年9月 | |
| 生ごみ堆肥化事業推進地区を拡大 | 2007年10月 | ゆたか台区、坂部区、前後区 |
| 家庭系廃食用油の回収を開始 | 2008年4月 | 場所:豊明市清掃事務所 |
| 生ごみ堆肥化事業推進地区を拡大 | 2008年10月 | 西川区、吉池区、中島区 |
| 家庭系廃食用油の回収場所の追加 | 2009年4月 | 榑中西及び日曜日資源回収ステーション(豊明市役所駐車場)の追加 |
| プラスチック製容器包装の直接持込場所を設置 | 2010年12月 | 榑中西 |
| 使い捨てライターの回収ボックスを設置 | 2011年1月 | 豊明市清掃事務所 |
| インクカートリッジの回収ボックスを設置 | 2011年3月 | 市役所環境課前 |
| 使用済小型家電の回収を開始 | 2012年4月 | 豊明市清掃事務所、榑中西、及び日曜日資源回収ステーション 2013年6月～パソコン回収も開始 |
| 廃棄物減量等推進員制度廃止 | 2013年3月 | |
| 学校給食の調理くず及び残さいの試験的堆肥化開始 | 2013年4月 | |
| 豊明市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定 | 2014年3月 | |
| 生ごみ堆肥化促進容器等(コンポスト及びバケツ)購入費一部補助制度開始 | 2014年4月 | |
| 宅配便を活用した使用済み小型家電の回収事業を開始 | 2014年12月 | |
| 生ごみ堆肥化推進地区の生ごみ分別回収終了 | 2016年12月 | |
| 生ごみ堆肥化推進事業終了 | 2017年3月 | |
| かばん、ベルト、帽子、ダウンジャケット、財布を資源の衣類・布類として回収を開始 | 2018年4月 | |
| 豊明市食べ残しゼロ推進店制度を開始 | 2018年8月 | |

※アダプトプログラム:市民と行政が協働で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラム。

表 2-10 排出抑制及び資源化への取組(つづき)

| ごみ減量化の状況 | 開始時期 | 内容 |
|---|----------|-------------------------------|
| 豊明市家庭系ごみ減量化実施計画策定 東部知多クリーンセンターごみ処理施設(200t/日)竣工 | 2019年3月 | |
| 東部知多クリーンセンターの使用料を改定 小型充電式電池の回収を開始 | 2019年4月 | (ニカド電池、リチウムイオン電池、ニッケル水素電池) |
| 羽毛ふとんの回収開始 | 2019年10月 | 清掃事務所、ダウンの割合50%以上 |
| 不燃ごみ収集を月2回から月1回に変更 | 2020年4月 | |
| 外国語版「資源とごみの分け方・出し方」パンフレットを作成 | 2020年8月 | 英語・中国語・ベトナム語・ポルトガル語を含む計10か国語に |
| ごみ減量化実施計画に係る「豊明市ごみ減量に関する市民説明会(中間報告)」の開催 | 2021年7月 | 3会場(栄小学校、豊明市文化会館、農村環境改善センター) |
| 生ごみ堆肥化促進容器等購入費一部補助制度要綱改正 | 2021年11月 | 補助対象品目の拡大 |
| 災害廃棄物仮置場設置訓練 初開催 | 2022年2月 | 勅使グラウンド |
| 第1回環境フェスタ開催 | 2022年5月 | 豊明市共生交流プラザ カラット |
| プラスチック一括回収開始 | 2022年10月 | |
| ごみ減量化実施計画に係る「豊明市ごみ減量に関する市民説明会(結果報告)」の開催 | 2023年7月 | 3会場(栄小学校、農村環境改善センター、市役所ホール) |
| 電動生ごみ処理機補助開始 | 2023年10月 | 購入金額の1/2 上限20,000円 |

2. 発生排出抑制・再利用の実績

(1) 資源分別収集及び拠点回収

本市においては、1978年から資源の分別収集を実施しており、資源の回収を奨励するために、区・町内会ごとに収集量に応じて表 2-11のとおり奨励金(資源化業者への売却金額含む)を交付しています。

また、2019年度より小型充電式電池、羽毛ふとん(ダウン割合 50%以上)の回収を始めており、2022年10月からプラスチック製品の一括回収を実施しています。

表 2-11 資源分別収集における奨励金単価(2022年度)

| 紙類(1kg) | | 有料ビン(1本) | | カレット(1箱) |
|---------|---------|----------|----------|---------------|
| 新聞 | 10円(6円) | 有料ビン | 5円(2円) | 36円(0円) |
| 雑誌 | 6円(2円) | ビールビン | 8円(5円) | ペットボトル(1kg) |
| 段ボール | 9円(5円) | | | 3円(0円) |
| 紙容器包装 | 4円(0円) | | | 廃乾電池(1本) |
| 牛乳パック | 13円(6円) | 金属類(1kg) | | 1円(0円) |
| 布類(1kg) | | スチール | 30円(26円) | ビールの空きケース(1箱) |
| 衣類・布類 | 4円(0円) | アルミ | 94円(90円) | 200円(200円) |

※()内は奨励金のうち売却代金(4ヶ月ごとの変更による平均単価)

なお、収集日に資源を出せなかったときのために、表 2-12に示すとおり拠点回収箇所を3箇所(豊明市清掃事務所、(株)中西、豊明市役所正面駐車場)設置しています。

この拠点回収箇所では、資源のほかに廃食用油及び使用済小型家電の回収も実施しているほか、2013年6月よりパソコンの回収も始めています。

さらに、豊明市役所環境課では、販売店の回収となっていたインクカートリッジの回収ボックスを設け、2011年3月より回収しています。

表 2-12 資源拠点回収の概要

| 回収場所 | | 回収日時 | 回収品目 |
|-----------------|------------|----------------------------------|---|
| 拠点回収 | 豊明市清掃事務所 | 月～金 AM9:00～PM4:00 (市役所閉庁日は除く) | ○資源対象品目 ○廃食用油 ○使用済小型家電・パソコン ○使い捨てライター ○羽毛ふとん (ダウン割合 50%以上) ○小型充電式電池 |
| | (株)中西 | 月～金、第1・3土 AM8:30～PM4:00 | ○資源対象品目 ○廃食用油 |
| | 豊明市役所正面駐車場 | 毎月第2・4日曜日 AM9:00～PM2:00 | ○使用済小型家電・パソコン ○使い捨てライター ○小型充電式電池 |
| 豊明市役所環境課前回収ボックス | | 市役所開庁日 | インクカートリッジ |

過去5年間の資源分別収集実績(拠点回収含む)を図2-13、表2-13に示します。
実績をみると、人口の減少もあり資源全体の排出量が減少傾向にあります。

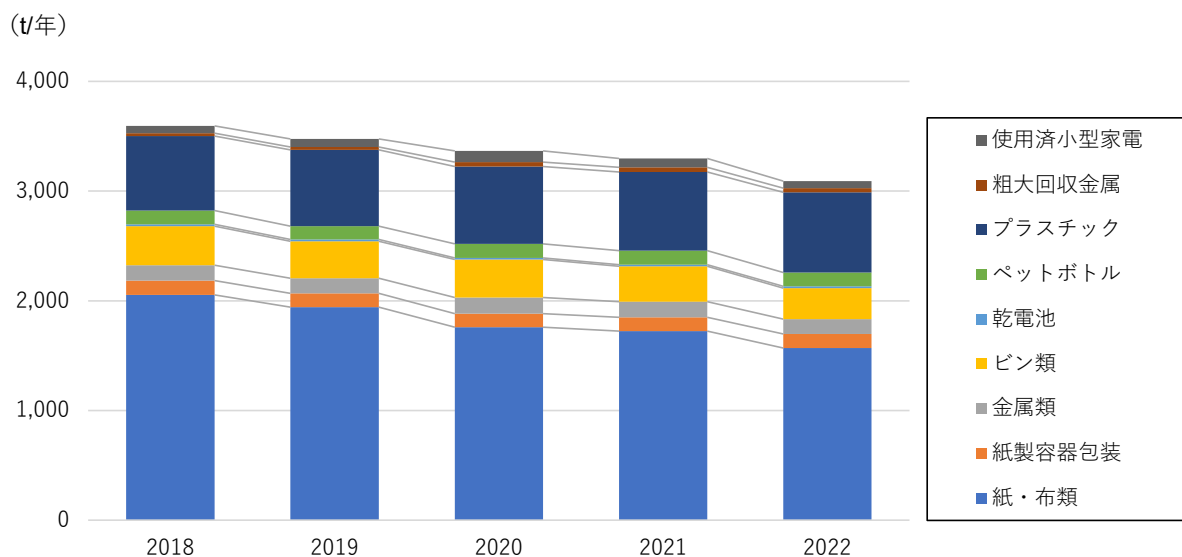


図 2-13 資源分別収集量(拠点回収含む)の推移

表 2-13 資源分別収集(拠点回収含む)の実績の推移

| 年度 | 紙・布類(t) | 紙製容器包装(t) | 金属類(t) | ビン類(t) | 乾電池(t) | ペットボトル(t) | プラスチック(t) | 粗大回収金属(t) | 使用済小型家電(t) | 合計(t) |
|------|---------|-----------|--------|--------|--------|-----------|-----------|-----------|------------|-------|
| 2018 | 2,054 | 131 | 139 | 357 | 17 | 124 | 680 | 26 | 66 | 3,594 |
| 2019 | 1,941 | 126 | 138 | 338 | 15 | 123 | 694 | 27 | 73 | 3,476 |
| 2020 | 1,761 | 123 | 148 | 346 | 15 | 126 | 706 | 40 | 102 | 3,366 |
| 2021 | 1,723 | 125 | 143 | 324 | 14 | 128 | 717 | 42 | 80 | 3,297 |
| 2022 | 1,571 | 127 | 135 | 284 | 16 | 124 | 732 | 38 | 64 | 3,091 |

注)2022年10月からプラスチック一括回収を行い、プラスチック製容器包装と製品プラスチックを一緒に回収している。

(2) 集団回収

本市においては、資源の分別収集とともに、子ども会による資源の集団回収を行っており、回収量に応じて奨励金を交付しています。

2022年度における資源の集団回収品目及び奨励金単価は表 2-14のとおりです。

表 2-14 集団回収品目及び奨励金単価(2022年度)

| 紙類・布類(1kg) | | | |
|------------|----|-------|----|
| 新聞 | 4円 | 紙容器包装 | 4円 |
| 雑誌 | 4円 | 牛乳パック | 7円 |
| 段ボール | 4円 | 衣類・布類 | 4円 |

また、集団回収の実績の推移を図 2-14、表 2-15に示します。

回収量、奨励金額はともに、分別収集量と同様に年々減少傾向にあります。

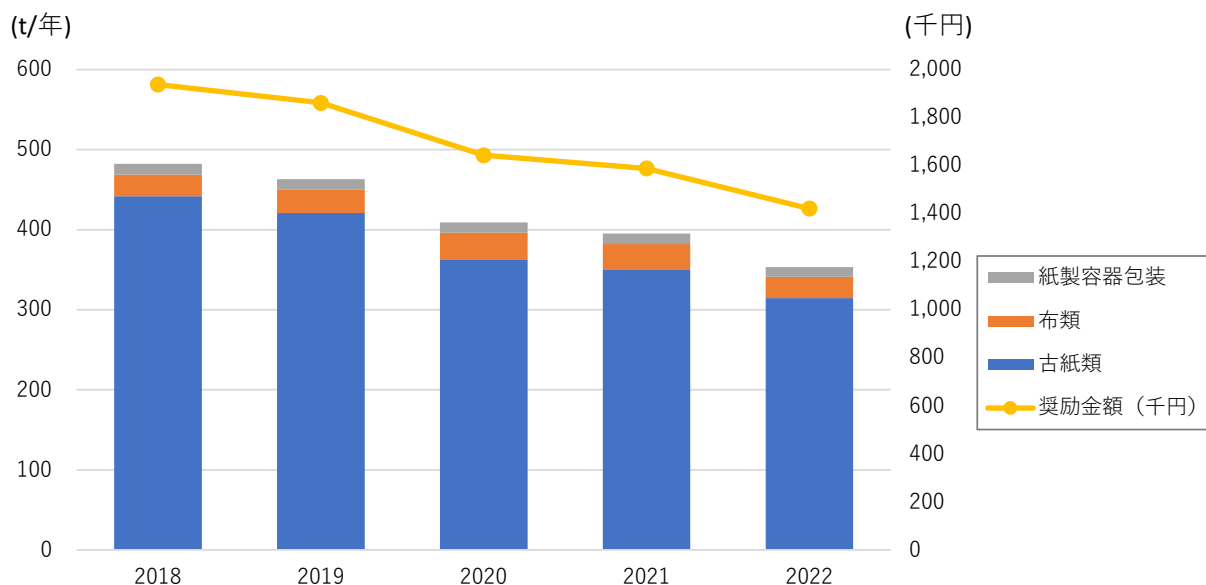


図 2-14 集団回収の実績の推移

表 2-15 集団回収の実績の推移

| 年度 | 古紙類(t) | 布類(t) | 紙製容器包装(t) | 回収量計(t) | 奨励金額(円) |
|------|--------|-------|-----------|---------|-----------|
| 2018 | 442 | 27 | 13 | 482 | 1,937,489 |
| 2019 | 421 | 29 | 13 | 463 | 1,861,120 |
| 2020 | 362 | 34 | 13 | 409 | 1,643,675 |
| 2021 | 350 | 32 | 13 | 395 | 1,588,571 |
| 2022 | 314 | 27 | 12 | 353 | 1,421,083 |

※古紙類 = 新聞紙 + 雑誌 + 段ボール + 牛乳パック

(3) 生ごみ減量化容器等購入費の一部補助

本市では、2014年4月1日より有機循環資源推進事業及び環境保全対策として、家庭から排出される生ごみの減量化及びその有効利用を図るため、生ごみ減量化容器等(コンポスト及びバケツ)の購入に対し、「豊明市生ごみ減量化容器等購入費補助制度」として、購入費の一部を補助しています。2023年10月には同制度の要綱を一部改正し、電動生ごみ処理機に対しても補助対象を拡充しました。

補助金額は購入価格の1/2以内の額とし、生ごみ堆肥化容器は3,000円(1世帯につき1基まで)、バケツ型生ごみ堆肥化容器は1個あたり1,000円(1世帯につき2個まで)、電動生ごみ処理機は20,000円を上限としています。表2-16に2020～2022年度の生ごみ堆肥化容器補助件数を示します。

表 2-16 生ごみ堆肥化容器等補助件数(2020～2022年度)

| 年度 | 2020 | | 2021 | | 2022 | |
|-------|------|----|------|----|------|----|
| 種別 | 件数 | 基数 | 件数 | 基数 | 件数 | 基数 |
| コンポスト | 15 | 11 | 31 | 15 | 23 | 14 |
| バケツ | | 5 | | 20 | | 13 |

(4) 啓発事業

本市では、啓発事業として以下の取組を実施しています。

○とよあけクリーン月間の実施

毎年5月1日から31日までを「とよあけクリーン月間」とし、区や町内会における清掃活動で出たごみを回収するなど、地域の環境美化の啓発につながることを目的とした取組を実施しています。

○出前講座・意見交換会の実施

資源と各種ごみの分別の啓発を図るため、出前講座を実施しています。

2022年度は市内小学校6校と豊明高校で資源とごみの分別の大切さや、食品ロスについての講座を行いました。また、12月に桜花学園大学においてごみ問題への関心を高めるワークショップを開催しました。

市民向けには、通年でごみ減量に関する意見交換会を行い、ごみ減量20%達成に向けた話し合いを行いました。

○広報等PR

市民の環境行政に対する理解を深めるために、「広報とよあけ」によるPRのほか、2年に1回「資源とごみの分け方・出し方」のパンフレットを全戸配布し、分別を周知しています。

また、英語・中国語・ベトナム語・ポルトガル語に加え、2020年度から韓国語・インドネシア語・タイ語・ミャンマー語・スペイン語・ネパール語の計10カ国語での作成も行い、外国人に対しても分別の周知徹底を図っています。

また、豊明市食べ残しゼロ推進店を募り、推進店や推進店利用者に対して食品ロス削減を呼び

掛けています。

○ごみの組成調査

ごみの減量化や資源化を推進するために、家庭から出るごみの中身を調査しました。2022年度は9月に桶狭間区で不燃ごみ、12月に館区でプラスチック、2月に大根区で可燃ごみの調査を実施しました。また、調査地区に対して調査結果や減量方法を取りまとめたものを回覧しました。

○譲ります・譲ってくださいコーナー

不用になった物でもまだ使用できる物を譲ったり、譲ってもらったりする情報コーナーを市役所1階市民課前に設置しています。

○EMボカシの無料配布

生ごみを発酵させ、有機肥料に変える「EMボカシ」を市内4カ所で無料配布しており、生ごみの減量と再資源化を促進しています。配布個数は2022年度で28,680個となっています。

(5) 中間処理施設における資源回収

本市より東部知多クリーンセンターに搬入された可燃ごみ、不燃ごみ及び解体後の粗大ごみは、ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設で処理し金属類を資源として回収しています。東部知多クリーンセンターにおける資源回収実績を図 2-15、表 2-17に示します。資源回収量は破碎量の減少に伴い減少しており、2022 年度の資源回収率は 37%となっています。

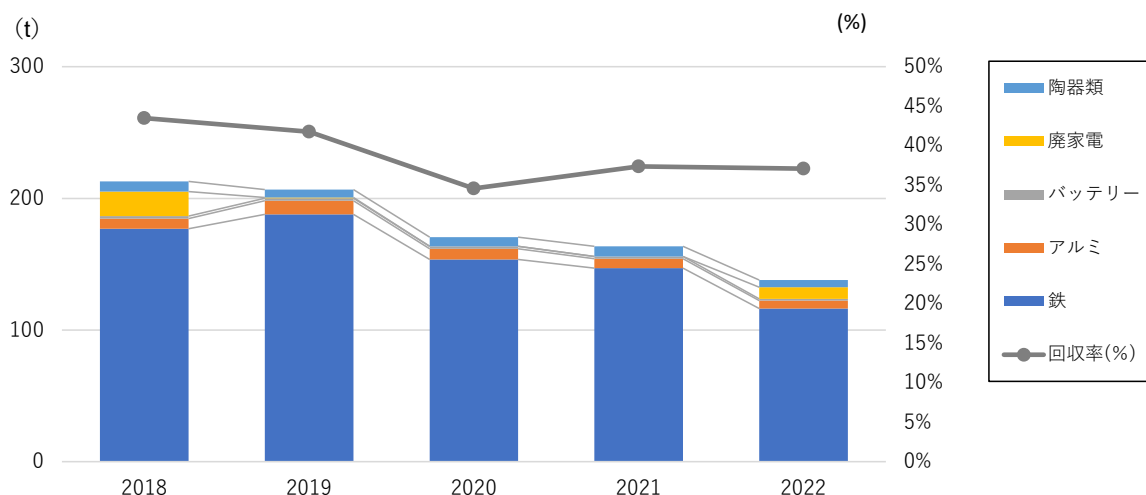


図 2-15 中間処理施設における資源回収量の実績の推移

表 2-17 中間処理施設における資源回収量の実績の推移

| 年度 | 破碎資源(t) | | | | | 破碎量 (t) | 回収率 (%) |
|------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|
| | 鉄 (t) | アルミ (t) | バッテリー (t) | 廃家電 (t) | 陶器類 (t) | | |
| 2018 | 177 | 8 | 2 | 19 | 8 | 490 | 43% |
| 2019 | 188 | 10 | 2 | 0 | 6 | 495 | 42% |
| 2020 | 154 | 8 | 2 | 0 | 7 | 493 | 35% |
| 2021 | 147 | 7 | 2 | 0 | 8 | 438 | 37% |
| 2022 | 116 | 6 | 1 | 9 | 5 | 372 | 37% |

注)回収率(%) = 破碎資源合計(t)/破碎量(t)×100

(6)資源化量及び資源化率

資源化量の実績を図 2-16、表 2-18に示します。資源化量は減少傾向にありますが、2019 年度以降は溶融スラグ・メタルを算入することとしたため大幅に増加しており、資源化率も資源化量の推移と連動します。豊明市の資源化率を県平均の資源化率と比較すると、2018 年度の全体(事業系ごみを含む値)の資源化率を除外するといずれの年度も上回っています。

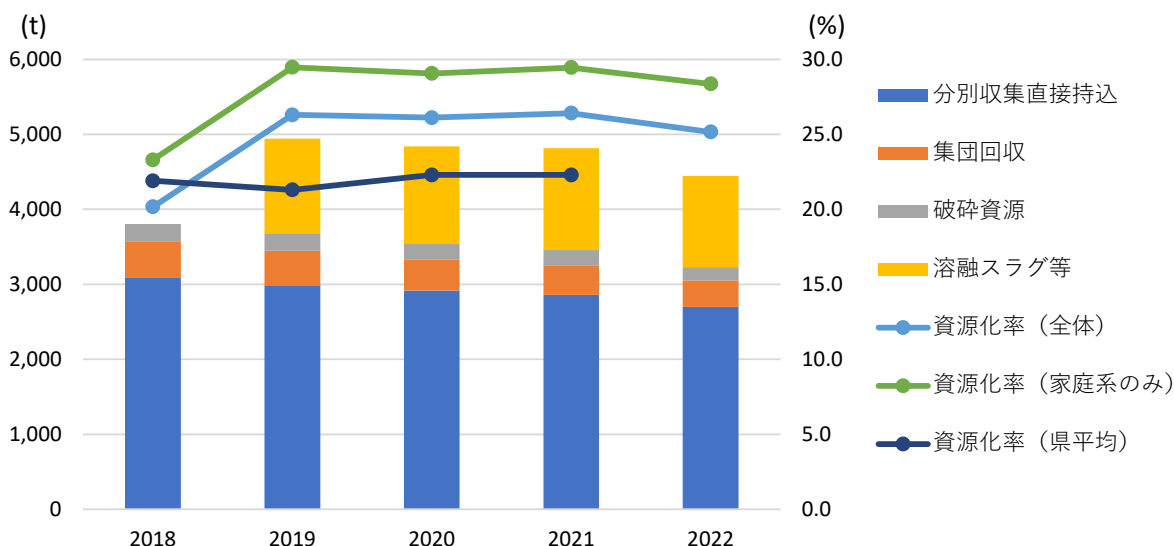


図 2-16 資源化量及び資源化率の実績

表 2-18 資源化量及び資源化率の実績

| 年度 | 資源化量 | | | | | 資源化率(%) | | 愛知県平均資源化率(%) |
|------|-------|----------|------|------|--------|---------|-------|--------------|
| | (t) | 分別収集直接持込 | 集団回収 | 破碎資源 | 溶融スラグ等 | 全体 | 家庭系のみ | |
| 2018 | 3,807 | 3,085 | 482 | 239 | - | 20.2 | 23.3 | 21.9 |
| 2019 | 4,942 | 2,986 | 463 | 234 | 1,259 | 26.3 | 29.5 | 21.3 |
| 2020 | 4,841 | 2,917 | 409 | 210 | 1,304 | 26.1 | 29.1 | 22.3 |
| 2021 | 4,817 | 2,860 | 395 | 205 | 1,357 | 26.4 | 29.5 | 22.3 |
| 2022 | 4,447 | 2,700 | 353 | 176 | 1,218 | 25.2 | 28.4 | - |

注 1)資源化率(%)=資源化量(t)/破総排出量(t)×100

注 2)資源化率(家庭系のみ)の中間処理後に資源化される破碎資源及び溶融スラグについては、ごみ総量に占める家庭系ごみの割合(2022年度は84%)で按分した値とした。

注 3)愛知県平均資源化率:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)より

(7)プラスチック一括回収の効果

2022年10月から開始したプラスチック一括回収に伴う資源回収量の変化について、図2-17、表2-19に示します。

プラスチック一括回収開始後の2022年10月～2023年3月の6ヶ月間及び2023年4月～6月の3ヶ月間の回収量を、2013年度以降の同じ時期と比較しました。

2022年10月～2023年3月は過年度の同じ時期の平均値と比較すると7.8%、2023年4月～6月は過年度の同じ時期の平均値と比較すると5.9%増加しており、回収対象となるプラスチックの種類が拡大された効果と思われます。今後は、この傾向が継続するかどうか、注視していく必要があると考えられます。

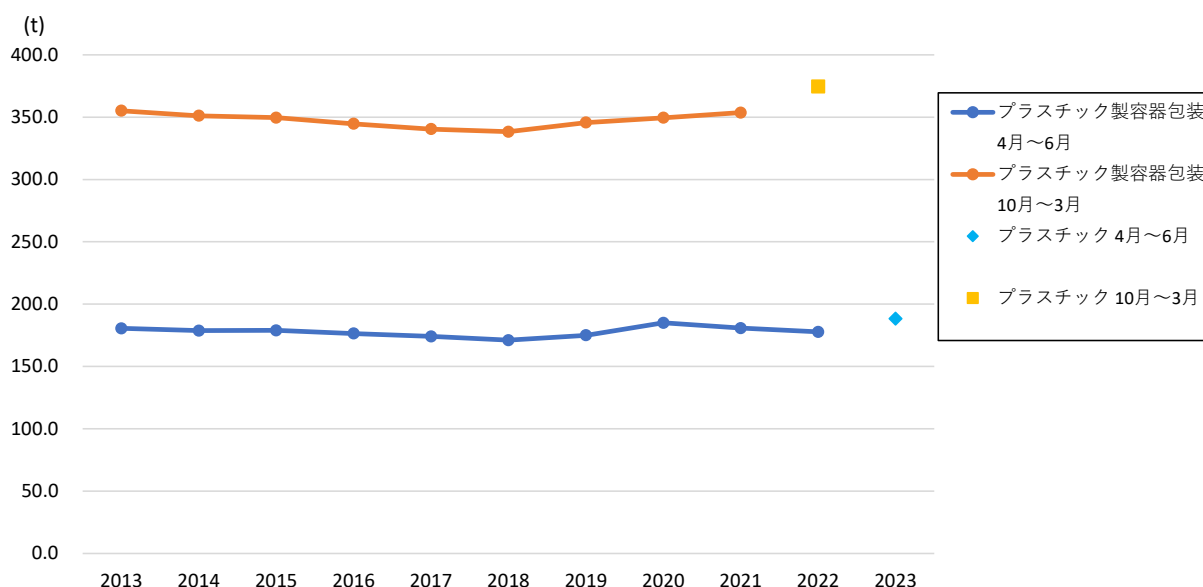


図 2-17 プラスチック一括回収による効果

表 2-19 プラスチック一括回収による効果

| 集計時期 | 4月～6月 | | 10月～3月 | |
|--------|-------------|--------|-------------|--------|
| | プラスチック製容器包装 | プラスチック | プラスチック製容器包装 | プラスチック |
| 2013 | 180.5 | — | 355.2 | — |
| 2014 | 178.7 | — | 351.1 | — |
| 2015 | 178.9 | — | 349.6 | — |
| 2016 | 176.5 | — | 344.7 | — |
| 2017 | 174.1 | — | 340.4 | — |
| 2018 | 171.1 | — | 338.3 | — |
| 2019 | 175.0 | — | 345.7 | — |
| 2020 | 185.0 | — | 349.5 | — |
| 2021 | 180.7 | — | 353.7 | — |
| 2022 | 177.7 | — | — | 374.7 |
| 2023 | — | 188.2 | — | — |
| 過年度平均値 | 177.8 | — | 347.6 | — |

第4節 収集運搬の状況

1. 計画収集区域

計画収集区域は、豊明市の行政区域全域です。図 2-18に計画収集区域を示します。

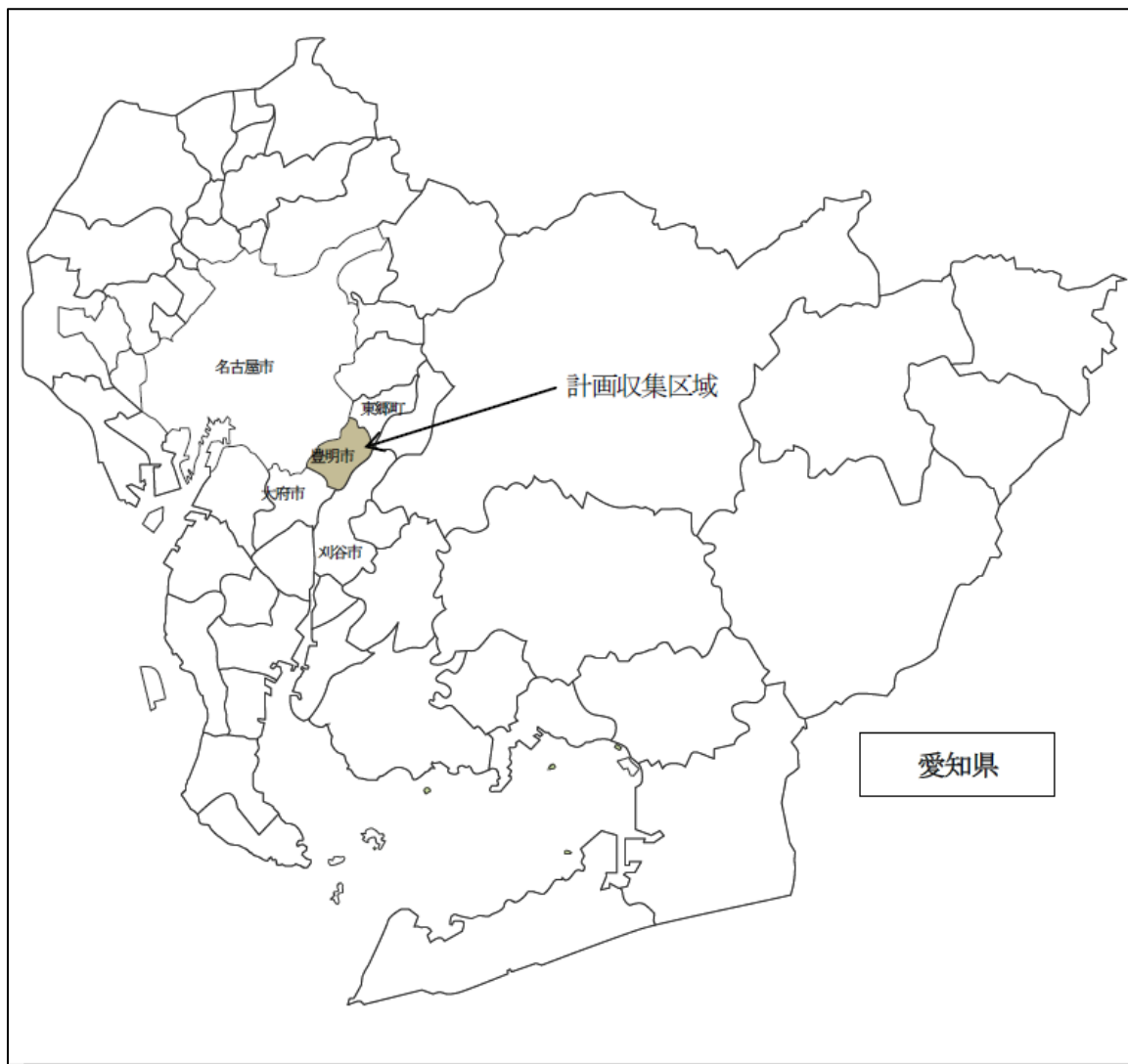


図 2-18 計画収集区域

2. 収集運搬システム

本市のごみの収集状況を表 2-20に、市の所有する収集運搬車両を表 2-21に示します。本市では、家庭系ごみを豊明市の直営または委託で収集・運搬しており、事業系ごみについては、許可業者が収集・運搬しています。市民・事業者から直接搬入されるごみは、東部知多衛生組合へ搬入しているほか、資源として活用できるものについては、市の運営する拠点回収にて資源、廃食用油、使用済小型家電・パソコン、インクカートリッジ、羽毛ふとん(ダウン50%以上)を回収しています。

表 2-20 ごみの収集状況(2022年度)

| 区分 | | 排出形態 | 収集方式 | 収集頻度 | 収集体制 |
|--------|--------|----------|------------------|-------|-------|
| 燃えるごみ | | 指定ごみ袋 | ステーション | 週2回 | 直営・委託 |
| 燃えないごみ | | 指定ごみ袋 | ステーション | 月1回 | 委託 |
| 資源 | 紙・布類 | 紐でしばって出す | ステーション (拠点回収) | 月1~2回 | 委託 |
| | 金属類 | 専用回収容器 | | | |
| | ビン類 | 専用回収容器 | | | |
| | 乾電池 | 専用回収容器 | | | |
| | ペットボトル | 専用回収容器 | | | |
| プラスチック | | 指定ごみ袋 | ステーション | 週1回 | 委託 |
| 粗大ごみ | | なし | 戸別 | 週1回 | 直営 |

注)廃食用油、使用済小型家電、パソコン、インクカートリッジ、羽毛ふとん(ダウン50%以上)は拠点回収のみ実施

表 2-21 収集運搬車両(直営分)(2022年4月1日現在)

| パッカー車(軽油) | 小型トラック(2t) |
|-----------|------------|
| 2台 | 2台 |

第5節 中間処理の状況

1. 中間処理施設の概要

本市から搬入される可燃ごみは、東部知多衛生組合の焼却施設において焼却処理を行い、不燃・粗大ごみについては粗大ごみ処理施設において破碎・選別処理を行っています。表 2-22に中間処理施設の概要を示します。

表 2-22 中間処理施設の概要

| 名称 | 東部知多クリーンセンター | |
|---------------|-------------------------------------|--|
| | 焼却施設 | 粗大ごみ処理施設 |
| 所在地 | 愛知県知多郡東浦町大字森岡字葭野41番地 | |
| 敷地面積 | 26,439 m ² | |
| 建築面積 | — | 987 m ² |
| 延床面積 | 12,189 m ² | 1,430 m ² |
| 供用開始年月 | 2019年4月 | 1989年4月 |
| 処理方式及び能力 | シャフト炉式ガス化溶融炉 200t/日(100t/24h×2基) | 衝撃剪断併用横形回転式 4種分別 (鉄・アルミ・破碎可燃・破碎不燃) 30t/日(30t/5h×1基) |
| 処理対象物 | 可燃ごみ | 不燃ごみ、粗大ごみ |
| 直接搬入処理 手数料 | 200円/10kg | |

2. 焼却処理

焼却処理施設における過去5年間の可燃ごみの中間処理量を図 2-19及び表 2-23に示します。

焼却量はほぼ横ばいですが、焼却残渣量は、新たな焼却施設が稼働を開始した 2019 年度以降、焼却灰の溶融による資源化が開始され、焼却残渣が飛灰固化物のみとなったため減少し、これに伴い焼却残渣率も 3%に減少しています。

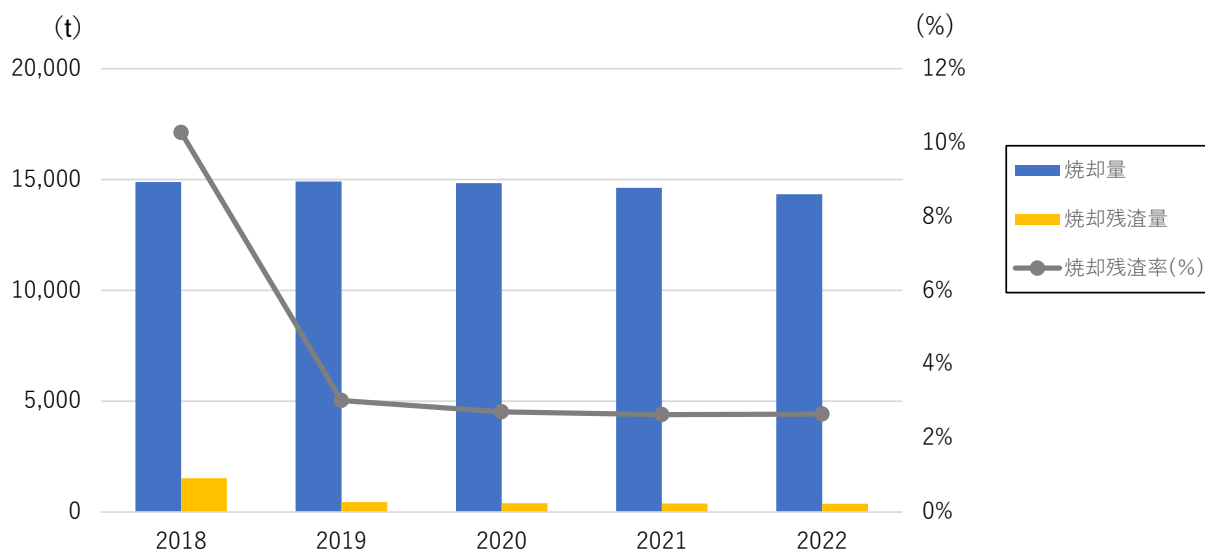


図 2-19 ごみ処理施設搬入実績

表 2-23 ごみ処理施設搬入実績

| 年度 | 焼却量(t) | | | | 焼却残渣量(t) | | | 焼却残渣率(%) |
|------|------------|------------|-------------------|--------|----------|--------|-----|----------|
| | 家庭系可燃ごみ(t) | 事業系可燃ごみ(t) | 粗大ごみ処理施設破碎可燃ごみ(t) | 焼却灰(t) | 飛灰固化物(t) | 焼却灰(t) | | |
| 2018 | 12,045 | 2,678 | 92 | 1,109 | 420 | 1,529 | 10% | |
| 2019 | 11,976 | 2,766 | 88 | 0 | 450 | 450 | 3% | |
| 2020 | 11,985 | 2,608 | 155 | 0 | 402 | 402 | 3% | |
| 2021 | 11,775 | 2,651 | 118 | 0 | 385 | 385 | 3% | |
| 2022 | 11,379 | 2,764 | 118 | 0 | 380 | 380 | 3% | |

注1) 焼却量 = 可燃ごみの総量

注2) 焼却残渣率 = 焼却残渣量 / 焼却量 × 100

3. 焼却以外の中間処理

粗大ごみ処理施設による過去5年間の不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理量を図 2-20及び表 2-24に示します。

破碎ごみのうち、資源化(売却)している量は40%前後と変わりませんが、破碎可燃(焼却)が増加し、破碎不燃(埋立)が減少している傾向がみられます。

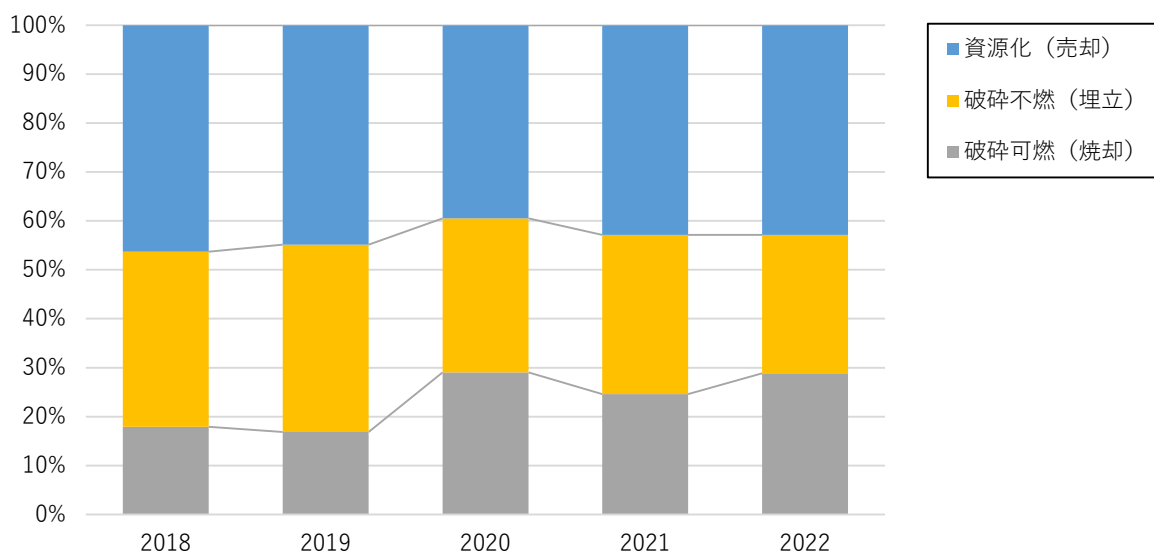


図 2-20 粗大ごみ処理施設搬入実績

表 2-24 粗大ごみ処理施設処理実績

| 年度 | 破碎ごみ合計(t) | | 破碎可燃(焼却)(t) | 破碎不燃(埋立)(t) | 資源化(売却)(t) | |
|------|------------|------------|-------------|-------------|------------|-----|
| | 家庭系破碎ごみ(t) | 事業系破碎ごみ(t) | | | | |
| 2018 | 490 | 489 | 1 | 92 | 185 | 239 |
| 2019 | 495 | 493 | 2 | 88 | 200 | 234 |
| 2020 | 493 | 488 | 5 | 155 | 168 | 210 |
| 2021 | 438 | 436 | 2 | 118 | 156 | 205 |
| 2022 | 372 | 369 | 3 | 118 | 116 | 176 |

第6節 最終処分状況

1. 最終処分施設の概要

東部知多衛生組合で処理されたごみ焼却残渣は愛知県臨海環境整備センター最終処分場¹（1997年度より）、破碎不燃残渣は東部知多衛生組合の大東最終処分場にて埋立処分しています。表 2-25に最終処分施設の概要を示します。

表 2-25 最終処分施設の概要

| | |
|--------|-------------------------|
| 名称 | 大東最終処分場(東部知多衛生組合) |
| 所在地 | 大府市大東町五丁目 108 番地 |
| 全体面積 | 12,758.94m ² |
| 埋立面積 | 8,370m ² |
| 埋立容積 | 38,139m ³ |
| 供用開始年月 | 2015 年 4 月 |
| 埋立方式 | 安定型処分場 |

¹愛知県臨海環境整備センター:愛知県、名古屋市、知多市、名古屋港管理組合及び48企業の出捐より設立され、産業廃棄物等の埋立処分を行っている公益財団法人

2. 最終処分

本市分の最終処分実績を図 2-21及び表 2-26に示します。2019 年度以降、現行の中間処理施設(ガス化溶融炉)の稼働に伴い、焼却灰中のスラグ及びメタルを資源化しているため、焼却残渣の最終処分量は減少しています。

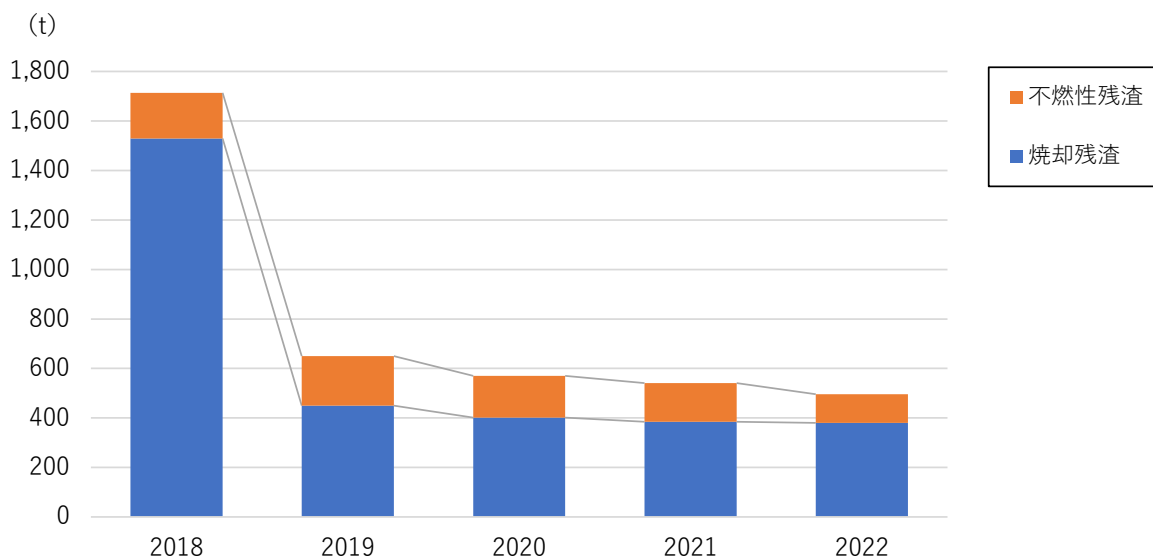


図 2-21 最終処分の実績

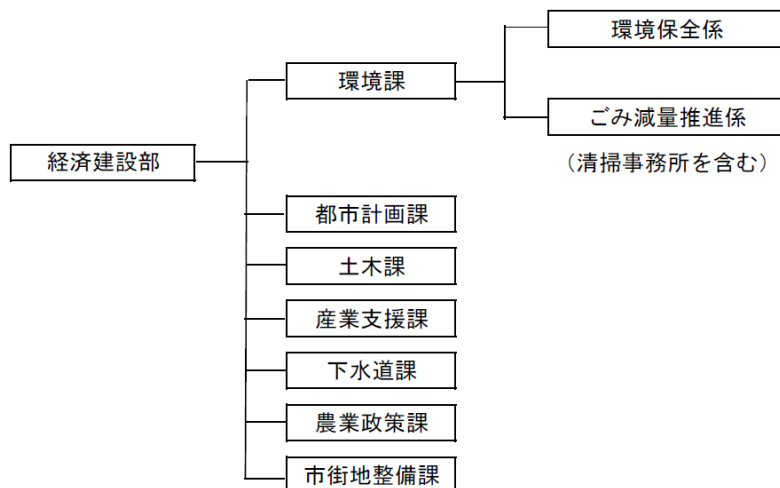
表 2-26 最終処分の実績

| 年度 | 最終処分量合計 (t) | | | |
|------|-------------|-----------|----------|-------|
| | 焼却残渣 (t) | 不燃性残渣 (t) | 直接埋立 (t) | |
| 2018 | 1,529 | 185 | 0 | 1,714 |
| 2019 | 450 | 200 | 0 | 650 |
| 2020 | 402 | 168 | 0 | 570 |
| 2021 | 385 | 156 | 0 | 541 |
| 2022 | 380 | 116 | 0 | 496 |

第7節 ごみ処理体制の状況

1. 運営管理体制

本市におけるごみ処理事業に係る行政組織及び構成をそれぞれ図 2-22、表 2-27に示します。ごみ処理については、経済建設部の環境課に位置付けられており、表 2-28に示すように各部署で役割を分担し、清掃事業を実施しています。また、本市は二市二町で構成した東部知多衛生組合において、ごみの広域処理を行っています。



(2023年4月1日現在)

図 2-22 ごみ処理事業に係る行政組織

表 2-27 ごみ処理事業に係る行政組織(2023年4月1日現在)

| 職名 | 係名 | 環境保全係 | ごみ減量推進係 (清掃事務所含む) | 合計 |
|-------------|---------|-------|----------------------|----------|
| 部長 | | 1 | | 1 |
| 部次長 | | 0 | | 0 |
| 課長 | | 1 | | 1 |
| 課長補佐 | | 1 | | 1 |
| 担当係長 | (補佐兼 1) | | 1 | (補佐兼 1)1 |
| 事務員(再任用含む) | | 3 | 3 | 6 |
| 清掃手等(再任用含む) | | | 6 | 6 |
| 合計 | | | | 16 |

表 2-28 ごみ処理事業に係る事務分掌(2023年4月1日現在)

| 組織 | | 事務分掌 |
|-----|---------|--|
| 環境課 | 環境保全係 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 墓地及び火葬場に関すること ・ 墓園事業に関すること ・ そ族及び昆虫駆除に関すること ・ 環境統計に関すること ・ 公害対策に関すること ・ 環境審議会に関すること ・ 狂犬病予防に関すること ・ 自然生態系の保全及び保護啓発に関すること ・ 鳥獣保護に関すること ・ あき地の保全に関すること ・ 専用水道、簡易専用水道等に関すること ・ 地球温暖化対策に関すること ・ 省エネルギー及び新エネルギーに関すること ・ エコアクションプランに関すること ・ 太陽光発電に関すること ・ その他環境衛生に関すること |
| | ごみ減量推進係 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ減量化対策に関すること ・ ごみ処理計画に関すること ・ し尿及び汚物に関すること ・ 東部知多衛生組合との連絡調整に関すること ・ 一般廃棄物収集運搬業務及び処分業の許可申請に関すること ・ し尿浄化槽清掃業の許可申請に関すること ・ ごみの収集及び運搬業務に関すること ・ 最終処分場に関すること ・ 清掃事務所に関すること ・ 有機循環推進事業に関すること ・ その他ごみ減量推進に関すること ・ 課の庶務及び他の係に属さないこと |

2. ごみ処理費用

本市におけるごみ処理費用を図 2-23及び表 2-29に示します。2022 年度の清掃事業関係費は9億7,019万円であり、一人当たりによると14,171円です。

経年変化をみると、年々一般会計に占める清掃事業費の割合が減少しています。

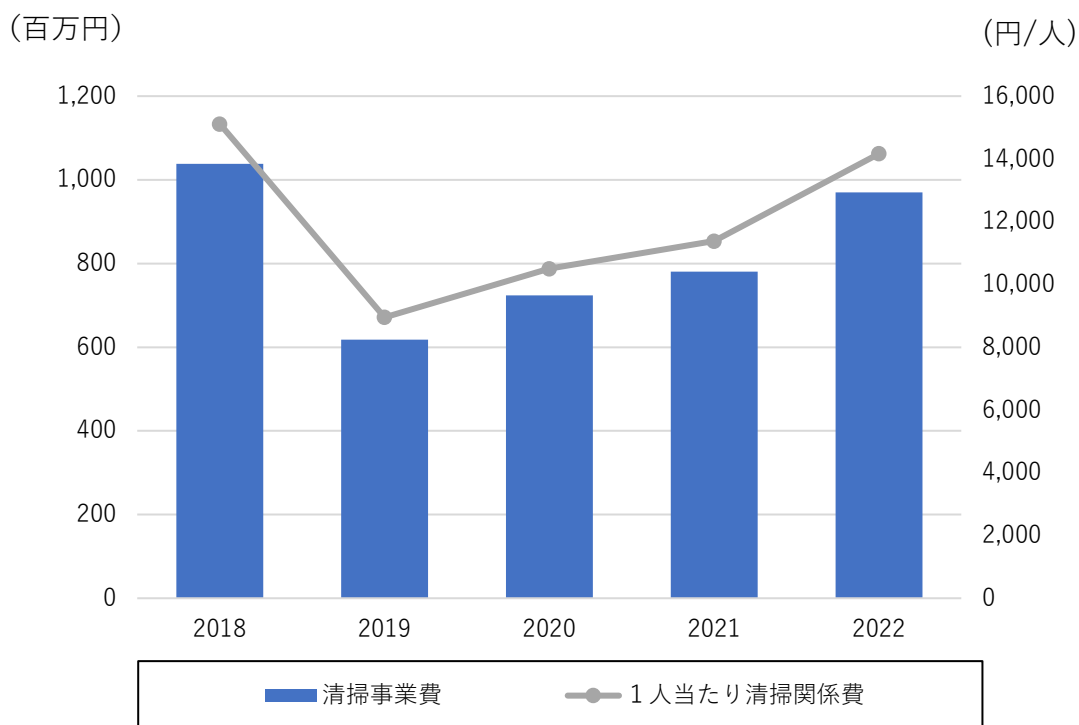


図 2-23 ごみ処理費用の推移

表 2-29 ごみ処理経費の推移

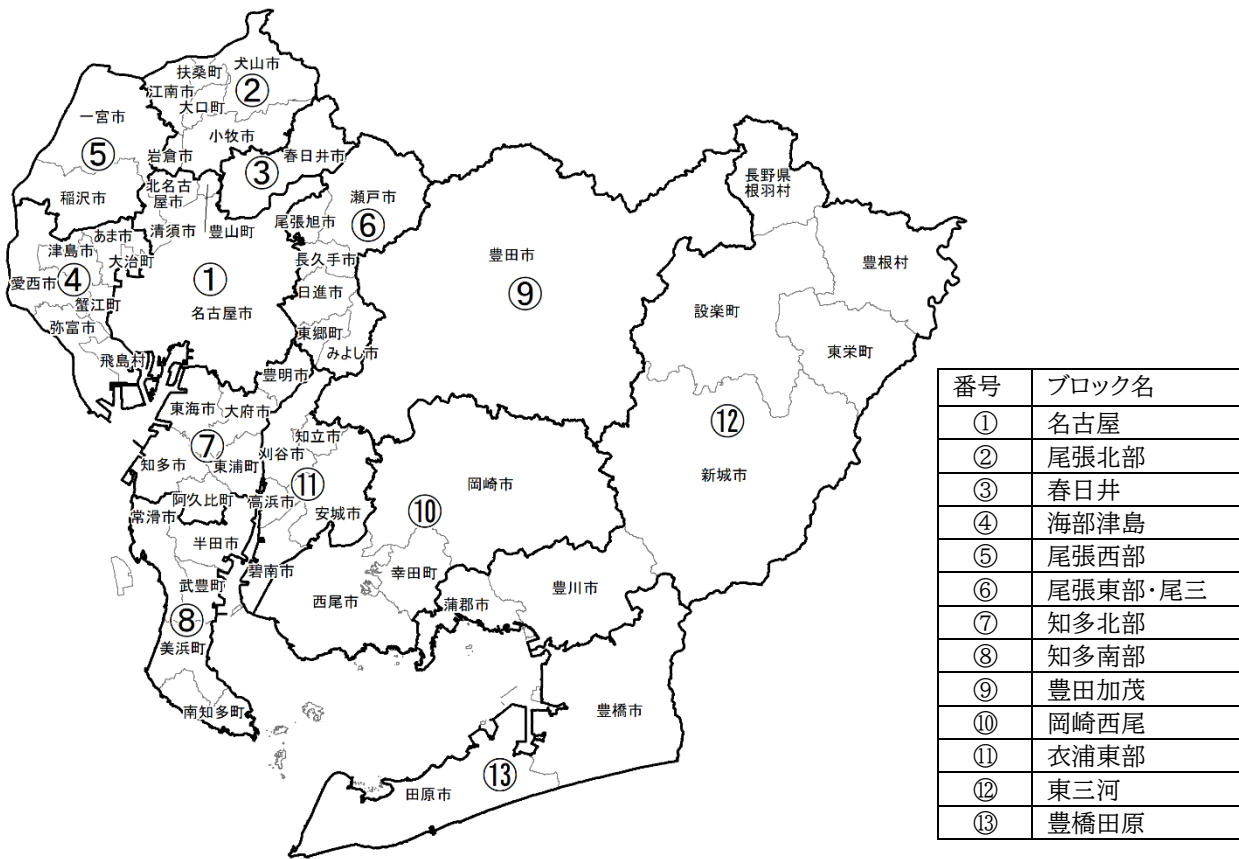
| 年度 | 清掃事業費 | | 一般会計決算額 (千円) | 一般会計に占める割合(%) |
|------|---------------|--------------|-----------------|---------------|
| | 清掃事業費 (千円) | 1人当たり (円) | | |
| 2018 | 1,038,507 | 15,115 | 21,178,417 | 4.9% |
| 2019 | 617,958 | 8,955 | 21,737,641 | 2.8% |
| 2020 | 724,158 | 10,506 | 31,275,551 | 2.3% |
| 2021 | 781,074 | 11,386 | 26,717,650 | 2.9% |
| 2022 | 970,194 | 14,171 | 26,619,843 | 3.6% |

第8節 関係市町村等の動向

近年のごみ処理は、排出量の増加や質の多様化、ダイオキシン類の対策、最終処分場の確保等、様々な課題を抱えており、これまでの市町村や一部事務組合ごとの処理体制では困難な状況となっています。

本市では、1966年12月に二市二町(大府市、豊明市、東浦町、阿久比町)で構成した東部知多衛生組合に加入し、ごみの共同処理を開始しました。東部知多衛生組合では、東部知多クリーンセンターを2018年度に単独で更新し、新焼却施設が稼働を開始しています。

愛知県においては2021年11月に「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画(2021年度～2030年度)」を策定し、豊明市を含む東部知多衛生組合構成市町は図2-24に示すような、東海市及び知多市を含む知多北部広域処理ブロックに位置付けられています。これに基づき、今後は広域圏内でのごみ処理体制の構築及び推進に関して検討していく必要があります。



資料:「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画(2021年度～2030年度)」(愛知県 2021年)

図 2-24 300t/日以上を基準とするブロックの区割り

第3章 ごみ処理に関する課題の整理

第1節 ごみ処理の現況評価

1. 前期計画の目標達成状況

2014年3月に策定した前期計画(計画期間:2014~2023年度)において、「3Rを推進し適正なごみ処理から目指す資源循環社会」を基本理念に、目標年度である平成35年度(2023年度)の達成目標を設定しています。表3-1に、目標値及び2022年度時点の達成状況を示します。

表 3-1 前期計画の目標値達成状況

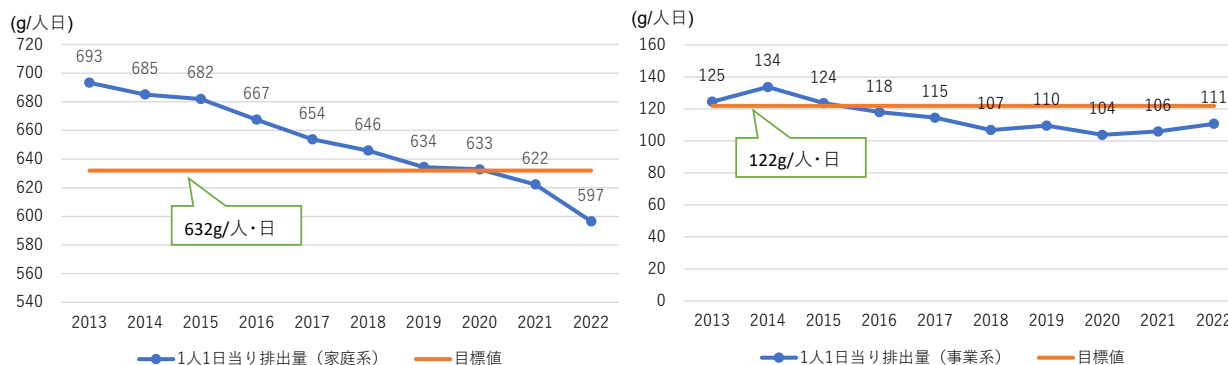
| 目標達成管理指標 | | 目標値 | 実績値 (2022) | 達成状況※1 | |
|--------------------------------|-----------|--------------------------------------|------------------------------------|----------|---|
| ごみ削減量: 10%以上減量 (2012比) | 家庭系ごみ原単位 | 707g/人・日(2012) ⇒ 632g/人・日(2023) | 597g/人・日 | ○ | |
| | 事業系 ごみ | 原単位 | 123g/人・日(2012) ⇒ 122g/人・日(2023) | 111g/人・日 | ○ |
| | | 年間排出量 | 3,070t/年(2012) ⇒ 2,997t/年(2023) | 2,767t/年 | ○ |
| 資源化率: 26%(2012)から30%以上に向上※2 | | 26%(2012) ⇒ 34%(2023) (集団回収含む) | 25.2% | × | |
| 最終処分量: 70%以上減量(2012比)※2 | | 2,158t/年(2012) ⇒ 608t/年(2023) | 496t/年 | ○ | |

※1 達成状況の評価について、○:達成、×:未達成

※2 資源化率及び最終処分量は、東部知多衛生組合における施設整備が整った場合の値

過去10年間における各目標値と実績値との比較を図3-1に示します。

家庭系ごみ排出原単位は、2022年度に597g/人・日であり、2023年度目標値の632g/人・日を下回り、目標を達成しています。事業系ごみ排出原単位は、2022年度に111g/人・日であり、2023年度目標値の122g/人・日を達成しています。



<家庭系ごみ原単位>

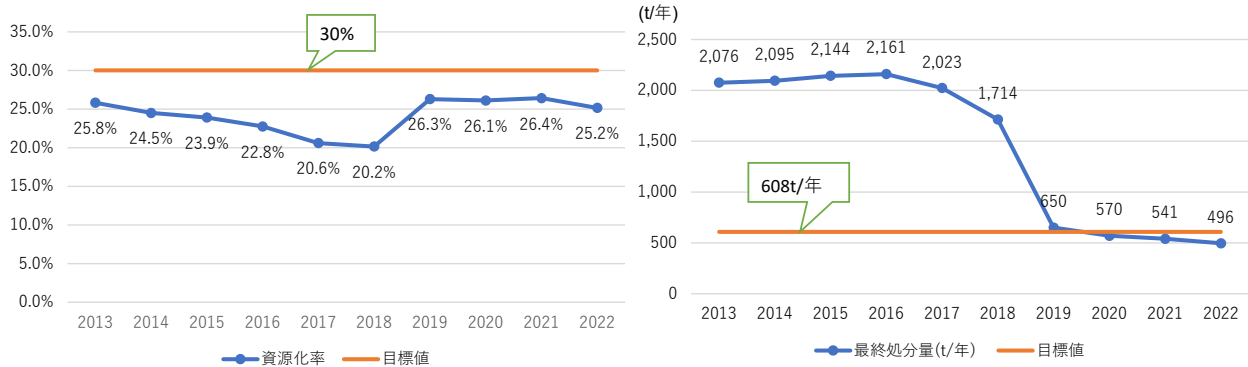
<事業系ごみ原単位>

図 3-1(1) 前期計画の数値目標項目の実績の推移

資源化率については、資源収集量の減少に伴い低下していましたが、2019 年度の焼却施設の更新により、焼却後のスラグ・メタルを資源として算定することで増加しました。ただし、目標値とした 30% 以上には到達していません。

この理由については、①デジタル化に伴う新聞・雑誌の流通量の減少、②民間の資源回収拠点の増加、③資源回収協力店での資源回収量の増加等が考えられます。①に関連しては、図 3-2 に 2022 年度の資源の内訳を、図 3-3 に 2012 年度から 2022 年度の全国の新聞発行部数を示します。2022 年度は資源の約 4 割を新聞・雑誌が占めていますが、2012 年度から 2022 年度の 10 年間で新聞発行部数が約 2/3 に減少していることから、新聞の流通量の減少が、資源として排出される新聞の減少につながっていると考えられます。

最終処分量については、2019 年度の焼却施設の更新に伴う焼却灰の埋立量が減少により 2022 年度に 496t/年を達成し、2023 年度目標値の 608t/年を下回って目標を達成しています。



<資源化率>

<最終処分量>

図 3-1(2) 前期計画の数値目標項目の実績の推移

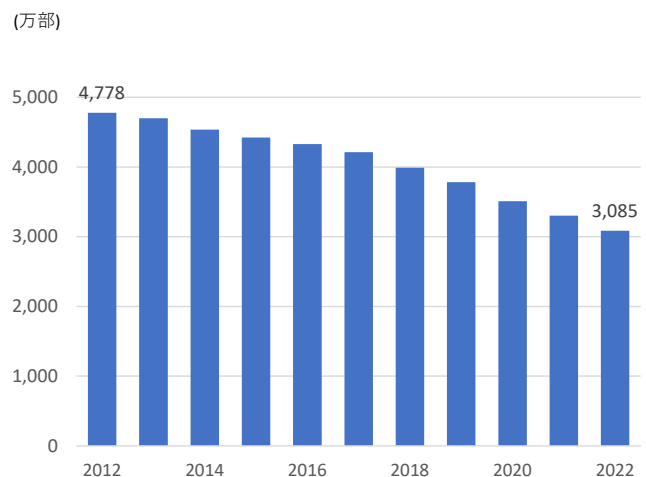
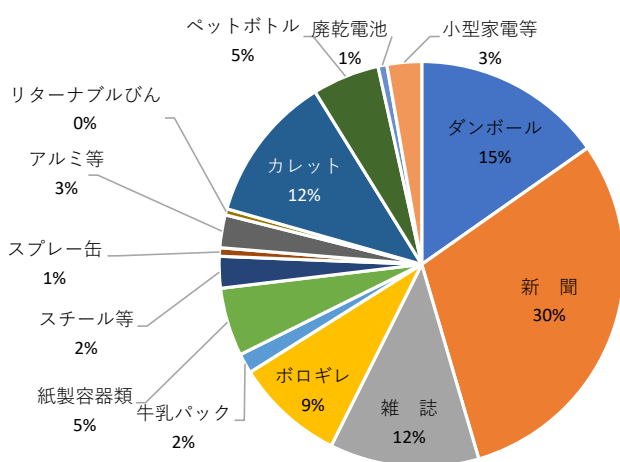


図 3-2 2022 年度の資源の内訳

図 3-3 新聞発行部数の推移(全国)

2. 豊明市家庭系ごみ減量化実施計画の目標達成状況

2019年3月に策定した豊明市家庭系ごみ減量化実施計画(以下「減量化実施計画」という。)(計画期間:2019~2022年度)では、家庭系可燃ごみの排出量を現状より20%削減したうえで、1人1日当たりの家庭系ごみの量を減らすことを目標としています。表3-2に目標値及び達成状況を示します。

表 3-2 豊明市家庭系ごみ減量化実施計画の目標値達成状況

| 目標達成管理指標 | 目標値 | 実績値(2022) | 達成状況 ^{※1} |
|--------------------------------|---|-----------|--------------------|
| 家庭系ごみ排出原単位(資源以外) ^{※2} | 503g/人・日(2017) ⇒410g/人・日(2022) ^{※2} | 473g/人・日 | × |

※1 達成状況の評価について、○:達成、×:未達成

※2 「家庭系可燃ごみの総量を2017年度比20%減量」から家庭系ごみ排出原単位(資源以外)に換算して算出した目標値

2017年度以降の目標値と実績値との比較を図3-4に示します。

家庭系の資源以外のごみ排出原単位は、2022年度に473g/人・日であり、目標値の410g/人・日に到達しておらず、目標を達成していません。

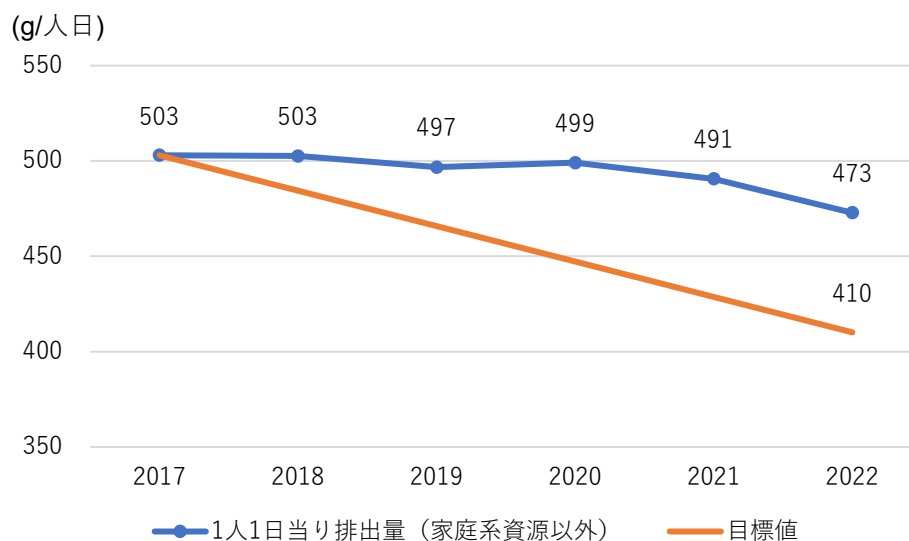


図 3-4 豊明市家庭系ごみ減量化実施計画の数値目標項目の実績の推移

3. 施策の実施状況及び現時点での評価

2014年3月に策定した前期計画(計画期間:2014~2023年度)における施策の実施状況を表3-3に示します。

表 3-3 前期計画の施策の実施状況(1/3)

| 施策 | 実施状況 | | | |
|------------------------------|-------------------------|--------------------------|------------------------------|---|
| | 評価 | 実施状況 | | |
| | ○:実施 △:一部実施 ×:未実施 | | | |
| 1 リデュース・リユース・リサイクル(3R)の推進 | 1)発生抑制(リデュース) | | | |
| | 民 | ①生ごみ堆肥化容器・処理機の使用 | ○ | 生ごみ堆肥化促進容器等購入費を市が一部補助している。 |
| | 民 | ②EM ぼかしの利用 | ○ | 環境課窓口などで EM ぼかしを無料配布している。 |
| | 民 | ③エコ・クッキングの推進 | ○ | 食品ロス削減の一環としてエコクッキングを推進している。 |
| | 民 | ④マイバッグの持参 | ○ | レジ袋の有料化に伴い、マイバッグの持参が普及している。 |
| | 民 | ⑤過剰包装商品の購入自粛 | ○ | 詰め替え品の購入が普及している。 |
| | 事 | ⑥過剰包装商品の製造・販売自粛 | ○ | 過剰包装をしない販売方法が普及している。 |
| | 事 | ⑦レジ袋有料化の実施 | ○ | レジ袋の有料化が実施された。 |
| | 事 | ⑧事業系一般廃棄物減量化計画書の提出 | △ | 事業系一般廃棄物減量化計画書が事業所に認知されていないため、一部の事業所のみ提出となっている。 |
| | 市 | ⑨ごみ処理の有料化の検討 | × | 減量傾向が続いているため、有料化の検討は行っていない。 |
| | 市 | ⑩生ごみ堆肥化容器・処理機の補助事業 | ○ | 生ごみ堆肥化促進容器等購入費を市が一部補助している。 |
| | 市 | ⑪具体的な発生抑制につながる PR 活動 | ○ | 広報誌などで具体的なごみ減量の方法を紹介している。 |
| | 市 | ⑫ITの活用による効果的な情報の提供 | ○ | 市ホームページや SNS を活用し、情報提供を行っている。 |
| | 市 | ⑬環境教育の充実 | ○ | 小学校などへ出前授業を行っている。 |
| | 市 | ⑭事業系一般廃棄物減量化計画書の提出要請 | × | 事業系一般廃棄物減量化計画書の提出要請ができる環境が整っていないため、要請は行っていない。 |
| | 市 | ⑮各種団体とのパートナーシップ | ○ | 豊明市食べ残しゼロ推進店制度を導入した。 |
| | 2)再使用(リユース) | | | |
| | 民 | ①リサイクルショップ・ネットオークション等の活用 | ○ | 不用品のリサイクルショップへの持ち込みなどが普及している。 |
| | 民 | ②不用品登録制度の活用 | ○ | 市の不用品登録制度を利用している。 |
| | 事 | ③商品の長寿命化 | ○ | LED など商品の長寿命化が普及している。 |
| 市 | ④市民参加型イベントの開催 | ○ | ごみ減量に関する意見交換会や環境フェスタを開催している。 | |
| 市 | ⑤不用品登録制度の推進 | ○ | 不用品登録制度を実施している。 | |
| 市 | ⑥学生服や自転車などのリユース促進 | × | 実施しなかった。行政主体による実施は困難である。 | |

表 3-2 前期計画の施策の実施状況(2/3)

| 施策 | | 実施状況 | | |
|----------------------------------|------------------|--------------------------|------|--|
| | | 評価 | 実施状況 | |
| | | ○:実施 △:一部実施 ×:未実施 | | |
| 1 リデュース・リユース・リサイクル(3R)の推進(続き) | 3)再生利用(リサイクル) | | | |
| | 民 | ①資源の分別徹底 | ○ | 市の分別ルールに従って排出している市民が多い。ただし、一部分別不徹底や燃えるごみへの紙資源の混入がみられる。 |
| | 民 | ②生ごみの分別収集 | × | 生ごみの分別収集を廃止した。 |
| | 民 | ③子ども会による集団回収への参加 | ○ | 子ども会による集団回収が行われている。 |
| | 事 | ④資源回収協力店による資源回収推進 | ○ | 資源回収協力店による資源回収が行われている。 |
| | 市 | ⑤資源分別方法の周知 | ○ | ごみ分別パンフレットや意見交換会などで分別方法の周知を行っている。 |
| | 市 | ⑥行政回収団体及び子ども会への支援 | ○ | 資源回収団体へ奨励金を交付している。 |
| | 市 | ⑦使用済み小型家電のリサイクル | ○ | 使用済小型家電のリサイクルを行っている。 |
| | 市 | ⑧廃食用油のリサイクル | ○ | 廃食用油のリサイクルを行っている。 |
| | 市 | ⑨粗大ごみ解体による資源分別の継続 | ○ | 粗大ごみ解体による資源分別を行っている。 |
| 2 環境保全に配慮した安全で適正なごみ処理の実施 | 1)収集・運搬システムの適正化 | | | |
| | 市 | ①収集・運搬方法の適正化 | ○ | 不燃ごみの収集回数の見直しを行った。 |
| | 市 | ②適正排出指導の実施 | ○ | 適正排出指導は行っている。多量排出事業者に対する減量指導は行っていない。 |
| | 市 | ③ごみステーションの適正な管理の促進 | ○ | ごみステーションの適正な管理を促進している。 |
| | 市 | ④自力でごみ出しの困難な市民への支援の検討 | ○ | おたがいさまセンター「ちゃっと」による支援が行われている。 |
| | 2)中間処理システムの適正化 | | | |
| | 市 | ①新たな中間処理施設の整備 | ○ | 東部知多衛生組合において行われている。 |
| | 市 | ②中間処理に伴うエネルギー回収・利用 | ○ | 東部知多衛生組合において行われている。 |
| | 市 | ③環境保全対策の継続 | ○ | 東部知多衛生組合において行われている。 |
| | 3)最終処分システムの適正化 | | | |
| | 市 | ①適正な最終処分 | ○ | 東部知多衛生組合において行われている。 |
| | 市 | ②新たな最終処分場の整備 | ○ | 東部知多衛生組合において行われている。 |
| | 4)その他の処分システムの適正化 | | | |
| | 市 | ①特別管理一般廃棄物、適正処理困難物に対する対処 | ○ | ごみ分別パンフレットにおいて案内しているものの、すべての項目を網羅できていない。 |
| | 市 | ②災害ごみの対応 | ○ | 災害廃棄物処理計画を策定し、訓練も実施している。 |

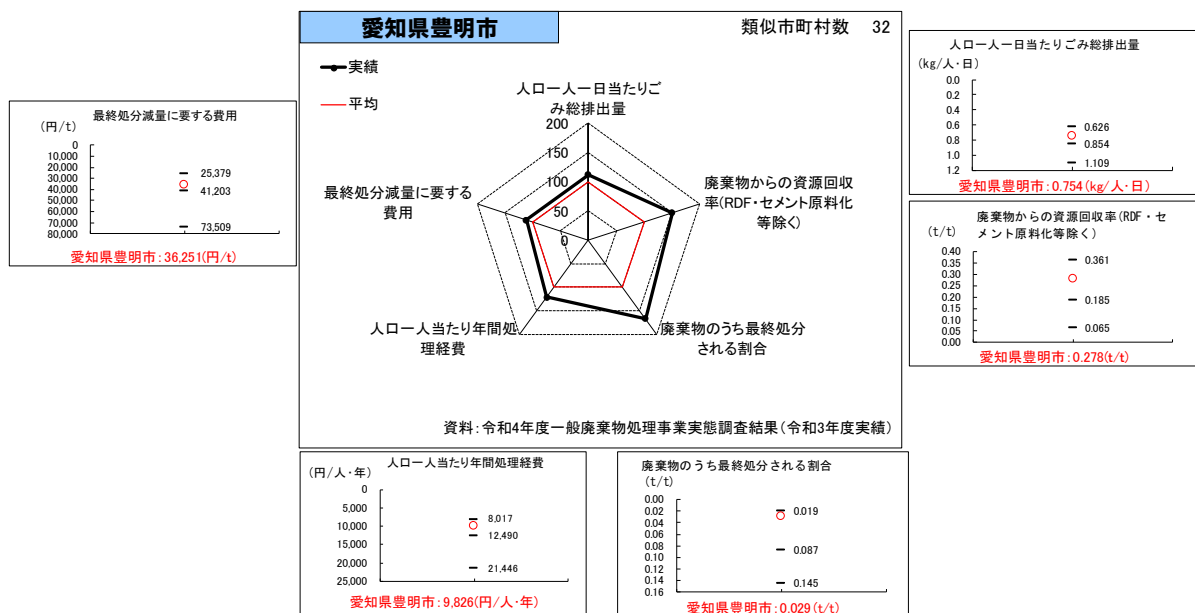
表 3-2 前期計画の施策の実施状況(3/3)

| 施策 | | 実施状況 | | |
|------------------------------|-------------|-------------------------|------|---|
| | | 評価 | 実施状況 | |
| | | ○:実施 △:一部実施 ×:未実施 | | |
| 3 環境に配慮した快適で効率的なごみ処理社会の構築 | 1) 環境保全の監視 | | | |
| | 民 | ①ごみ問題への意識向上 | ○ | ごみ問題に対する意識は全般的に高いものの、人による差がみられる。 |
| | 民 | ②イベントや講演会への参加 | ○ | 市主催の環境フェスタに参加している。 |
| | 民 | ③530運動への参加 | △ | 市主催の530運動は廃止となった。 |
| | 市 | ④不法投棄防止のためのパトロールの実施 | ○ | 環境監視員によるパトロールを行っている。 |
| | 市 | ⑤530運動の展開 | △ | 市主催の530運動は廃止となった(クリーン月間という形で区・町内会の清掃活動のサポートは通年で継続。) |
| | 市 | ⑥地球温暖化防止への配慮 | ○ | 温室効果ガス削減目標を掲げて推進している。 |
| | 2) 災害ごみへの対策 | | | |
| | 市 | ①行政関連部署との連携 | △ | 必要な情報提供は行っている。 |
| | 市 | ②拡大生産者責任の導入促進 | × | 実施に至っていない。 |
| | 市 | ③全体としての調整役の推進 | ○ | 行政として行うべき調整は行っている。 |
| | 市 | ④財政支出の合理的運用 | ○ | ごみ減量を推進し、事業費の削減に努めている。 |
| | 市 | ⑤新たなごみ処理技術への対応 | ○ | ごみ処理に関する情報収集など行っている。 |

4. 類似市町村との比較評価

市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価することを目的に、環境省において2013年4月に「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針(以下「処理システムの指針」という。)」が策定されています。これに基づき本市と都市形態区分・人口・産業構造が類似する自治体を抽出し、2021年度における一般廃棄物処理の状況について図3-5に示すとおり「2021年度一般廃棄物処理実態調査(環境省)」の実績値と比較評価を行いました。

本市と都市形態区分・人口・産業構造が類似する市町村として、全国で32市町村があり、それら平均値と本市の数値を比較すると、「人口一人一日当たりごみ総排出量」、「廃棄物からの資源回収(RDF・セメント原料化等除く)」、「人口一人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」、「廃棄物のうち最終処分される割合」について高い水準となっており、特に「廃棄物のうち最終処分される割合」は大きく平均を上回る水準となっています。



| 標準的な指標 | 人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日) | 廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t) | 廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t) | 人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年) | 最終処分減量に要する費用 (円/t) |
|---------|--------------------------|-----------------------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|
| 平均 | 0.854 | 0.185 | 0.087 | 12,490 | 41,203 |
| 最大 | 1.109 | 0.361 | 0.145 | 21,446 | 73,509 |
| 最小 | 0.626 | 0.065 | 0.019 | 8,017 | 25,379 |
| 標準偏差 | 0.112 | 0.078 | 0.033 | 3,127 | 11,011 |
| 当該市町村実績 | 0.754 | 0.278 | 0.029 | 9,826 | 36,251 |
| 指数値 | 111.7 | 150.3 | 166.7 | 121.3 | 112.0 |

図 3-5 類似市町村との比較評価結果(2021 年度実績)

第2節 ごみ処理に関する課題の抽出

1. 発生抑制・資源化に関する課題

■発生抑制

- 家庭系ごみの1人1日排出量は、2013年度以降年々減少し、2022年度現在で597g/人・日となっており、前期計画の2023年度目標値の632g/人・日を大きく下回っており、目標値は達成の見込みである。ただし、減量化実施計画で数値目標とした資源を除く家庭系ごみの1人1日排出量は、2022年度目標値の410g/人・日に対して実績値は473g/人・日となっており、家庭系ごみの減少の主な要因は資源物(資源、プラスチック、小型家電類を含む。以下同様。)の減少が原因であるためである。このことから、資源として回収されない「ごみ」の発生抑制を図る必要がある。
- 生ごみの分別収集は2016年12月に終了したものの、それに代わる生ごみ排出削減施策として、生ごみ減量化容器に対する購入補助制度を拡充し、生ごみの排出削減に取り組んでいる。それとともに生ごみの水切り、ダンボールコンポストの利用促進などの意識啓発活動にも取り組んでおり、成果をあげていると考えられるが、今後も引き続き意識啓発を実施するなど、生ごみ排出削減に取り組む必要がある。
- 事業系ごみ排出量については、コロナ禍の影響による経済活動の自粛、人流・物流の不活発化等により減少したと思われるが、今後の社会・経済活動の再開等により増加することも考えられる。本市でも2020、2021年度には低下したものの2022年度には増加しており、引き続き事業者に対しても3Rの取組を推進し、景気動向に左右されづらい体制の構築及び支援が求められる。
- ライフスタイルの変化に伴い、本市でもプラスチックの増加が見込まれるが、プラスチック資源循環戦略(2019年5月)の重点戦略であるワンウェイプラスチックの使用削減、及びプラスチック代替品の利用の促進が求められる。

■資源化

- 資源物の減少要因は、約半分を占める「紙・布類」の減少である。古紙を主とする「紙・布類」は、新聞・雑誌等の出版物の生産・流通量の減少や民間の資源回収の拡大などの様々な要因が考えられるものの、引き続き適正な分別排出を周知していく必要がある。
- 燃えるごみの組成調査結果からは、年度(地域)によるばらつきはあるものの、平均で2割弱程度、資源物が混入している。混入の割合が大きいのは新聞・雑誌、プラスチック、紙製容器包装等であるため、これらの項目について、ターゲットを明確化した啓発活動の実施等により、分別徹底の周知を図る必要がある。
- 燃えないごみの組成調査結果からは、年度(地域)によるばらつきはあるものの、平均で2割程度、資源物が混入しており、混入の割合が大きいものは金属類及びびん類である。これらの項目については、混入の状況について現状分析を進めるとともに、分別徹底の周知を図る必要がある。
- 燃えないごみに含まれる電化製品については、使用済小型家電として市内3カ所において拠点回収も行っていることから、回収拠点への持ち込みについて周知し、回収拠点の利便性向上による収集率向上についても検討を行う必要がある。
- 2022年10月よりプラスチック一括回収を開始しており、開始後は過去の同時期平均値と比較すると6~8%程度増加している。現在は分別変更直後で浸透している時期であることを鑑み、分別収集や対象品目について、さらに情報提供を図る必要がある。

2. 収集運搬に関する課題

- バランスのとれた収集運搬体制を維持するため、これまでの収集運搬体制を維持するだけでなく、新たな分別区分への対応や、分別排出の利便性向上等、今後もサービスの質が低下しないよう努める必要がある。
- 本市でも増加しつつある外国人住民へのごみ排出ルールの周知について、トラブルの未然防止のため、情報提供方法について検討を行う。

3. 中間処理・最終処分に関する課題

- 燃やすごみについては、2019年3月に竣工した東部知多クリーンセンター(エコリ)において熔融処理を行っている。今後のごみ処理を安全かつ安定的に進めるために、計画的な設備機器の整備・更新を進める必要がある。
- 本市で発生する焼却残渣はアセック(愛知臨海環境整備センター)、破碎後の不燃物は東部知多衛生組合の大東最終処分場にて最終処分を行っている。最終処分場の延命を図り、今後も安定的かつ継続的に最終処分を行うため、最終処分量をより減少させていく必要がある。

第4章 ごみ排出量の将来予測

第1節 人口推計

人口の将来推計は、「第 2 期豊明市まち・ひと・しごと創生総合戦略(2022 改訂版)」において設定した将来推計人口(以下、「人口ビジョン推計値」と呼ぶ。)を、現況の住民基本台帳人口で補正して使用しました。

人口ビジョン推計値では、将来推計人口は 2025 年まで増加し、2025 年の 71,031 人をピークとして 2030 年は 69,916 人まで減少します。一方、計画収集人口(各年 10 月 1 日現在住民基本台帳人口)は 2019 年(69,008 人)をピークとして 2023 年(68,116 人)まで減少する傾向にあり、2023 年の時点で両者の乖離が広がりつつあります。そのため、2023 年の計画収集人口(68,116 人)と人口ビジョン推計値を直線補間して算出した 2023 年の換算値(70,715 人)の差を補正值として人口ビジョン推計値から差し引くことで、計画収集人口の補正值を算出し、これを将来推計人口とします(図 4-1)。

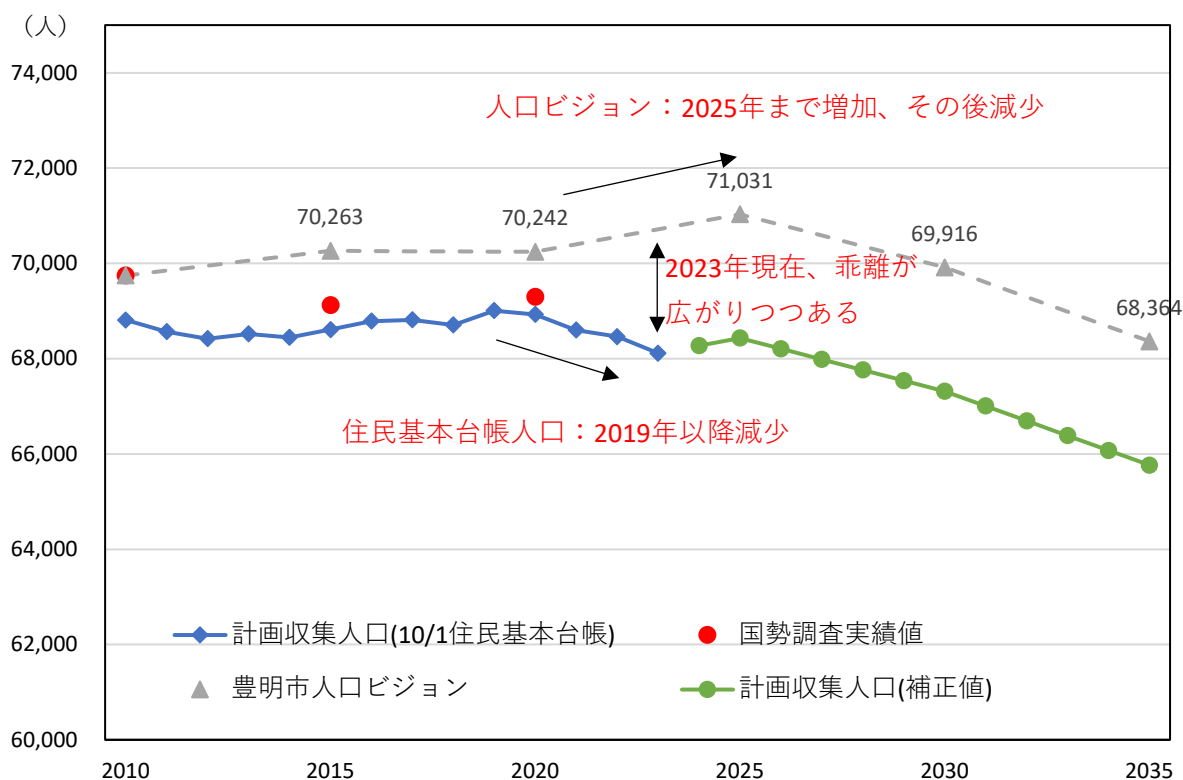


図 4-1 計画収集人口(将来)

第2節 ごみ排出量推計

1. 家庭系ごみ排出量(原単位)

現状の施策のまま推移した場合の家庭系ごみ排出量の推計は、家庭系ごみ排出量(各分別区分)原単位の推計値と将来人口推計値の積により求めました。家庭系ごみ排出量原単位の推計値を図4-2、表4-1に示します。

これより、計画目標年度の2033年度における家庭系ごみ排出量原単位は、2022年度の597g/人・日から13g/人・日(2.2%)減少し584g/人・日と推計されます。

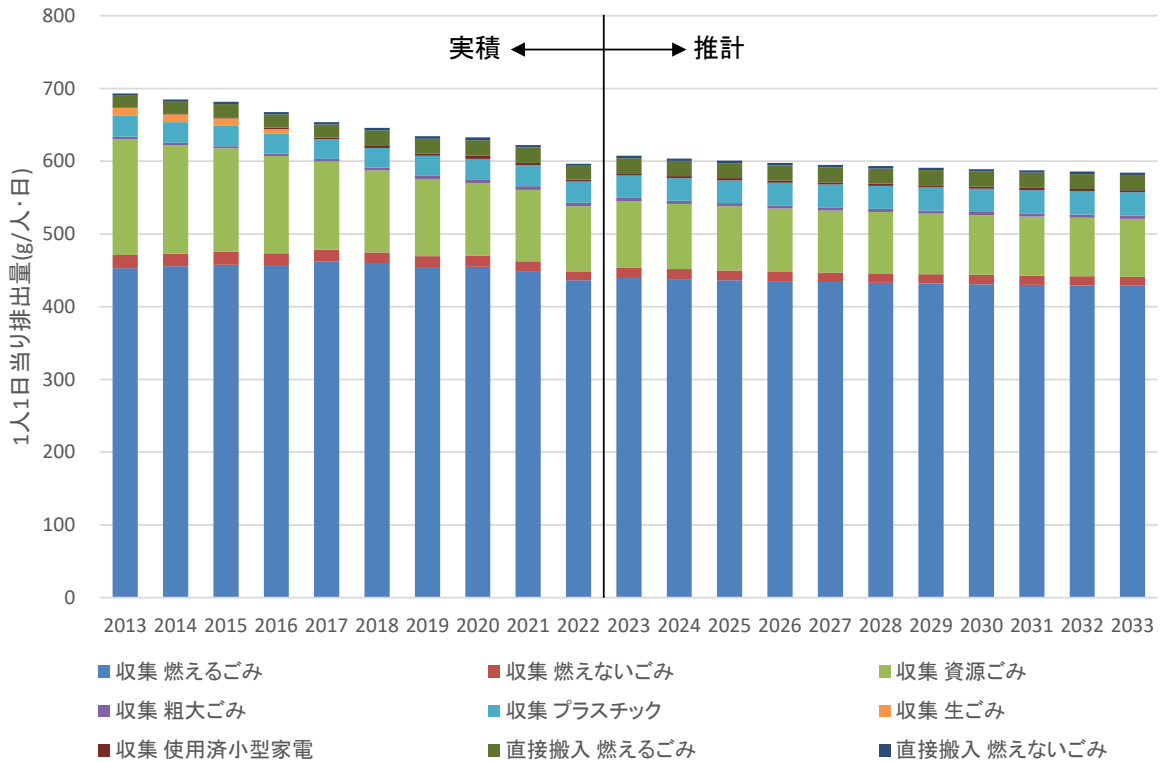


図 4-2 家庭系ごみ原単位推計結果

表 4-1 家庭系ごみ原単位推計結果

| 項目 | 1人1日当たり排出量 (g/人・日) | | 2022年度に対する増加 | |
|---------|-----------------------|-----------|--------------|--------|
| | 2022(実績値) | 2033(推計値) | g/人・日 | % |
| 収集ごみ | | | | |
| 燃えるごみ | 436 | 429 | ▲8 | ▲1.8% |
| 燃えないごみ | 12 | 12 | 1 | 6.8% |
| 資源 | 90 | 80 | ▲11 | ▲13.3% |
| 粗大ごみ | 5 | 4 | ▲0 | ▲8.2% |
| プラスチック | 29 | 32 | 3 | 8.8% |
| 使用済小型家電 | 3 | 3 | 0 | 15.4% |
| 直接搬入ごみ | | | | |
| 燃えるごみ | 19 | 21 | 2 | 8.4% |
| 燃えないごみ | 3 | 3 | 1 | 18.9% |
| 合計 | 597 | 584 | ▲12 | ▲2.1% |

※生ごみの分別収集は2016.12に終了

2. 事業系ごみ排出量

現状の施策のまま推移した場合の事業系ごみ排出量の推計は、年間排出量より求めました。事業系ごみ排出量の推計値を図 4-3、表 4-2に示します。計画目標年度の 2033 年度における事業系ごみ排出量は、2022 年度の 2,767t/年から横這いの 2,767t/年と推計されます。

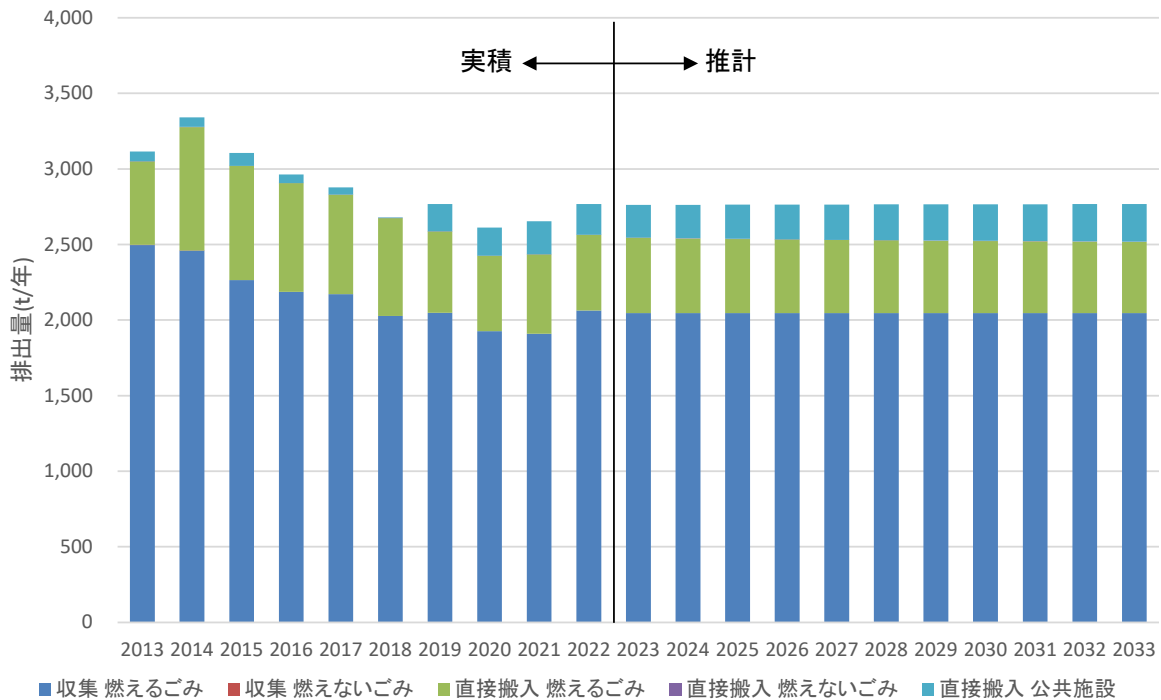


図 4-3 事業系ごみ排出量推計結果

表 4-2 事業系ごみ排出量推計結果

| 項目 | 排出量(t/年) | | 2022 年度に対する増加 | |
|--------|-----------|-----------|---------------|-------|
| | 2022(実績値) | 2033(推計値) | t/年 | % |
| 収集ごみ | | | | |
| 燃えるごみ | 2,064 | 2,046 | ▲18 | ▲0.9% |
| 燃えないごみ | 0 | 0 | — | — |
| 直接搬入ごみ | | | | |
| 燃えるごみ | 500 | 471 | ▲29 | ▲6.1% |
| 燃えないごみ | 1 | 1 | 0 | 0.0% |
| 公共施設 | 202 | 249 | 47 | 18.8% |
| 合計 | 2,767 | 2,767 | 0 | 0.0% |

3. 総排出量

現状の施策のまま推移した場合のごみ総排出量の推計値は、家庭系ごみと事業系ごみの排出量の推計値を合計し、算定しました。推計結果を図 4-4、表 4-3に示します。計画目標年度の 2033 年度におけるごみの総排出量は、2022 年度の 17,674t/年から 4.4%減少し 16,928t/年と推計されます。

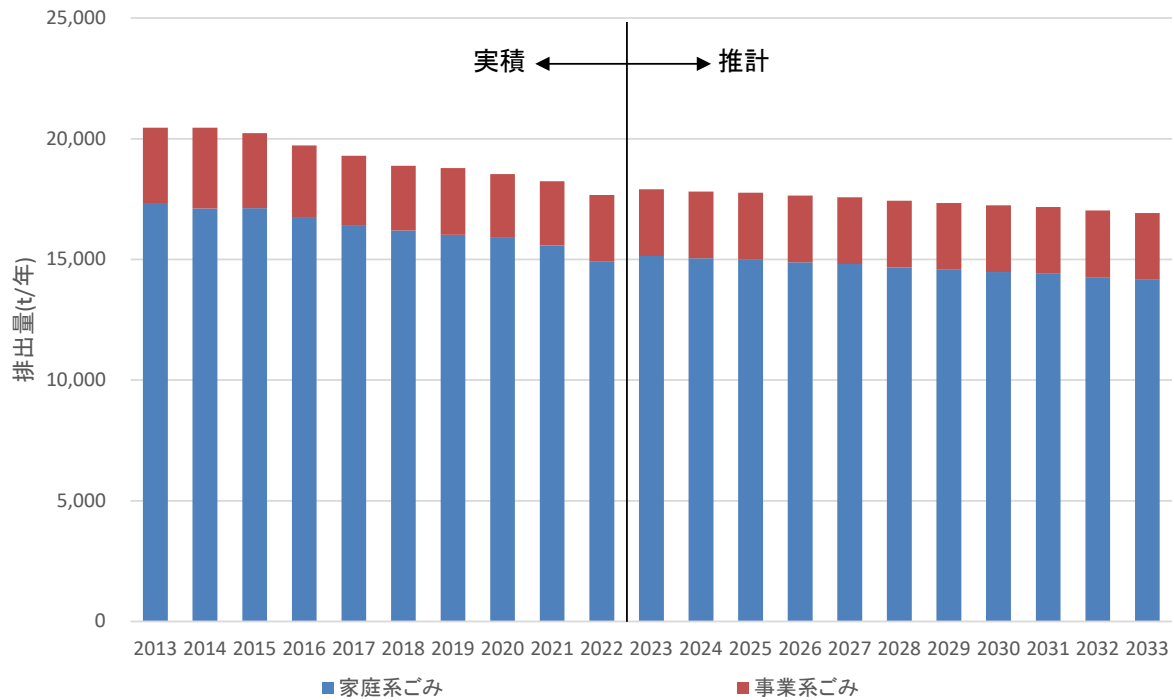


図 4-4 総排出量推計結果

表 4-3 総排出量推計結果

| 項目 | 排出量(t/年) | | 2022 年度に対する増加 | |
|--------|-----------|-----------|---------------|-----------|
| | 2022(実績値) | 2033(推計値) | 2022(実績値) | 2033(推計値) |
| 排出量 | | | | |
| 燃えるごみ | 14,907 | 14,161 | ▲746 | ▲5.3% |
| 燃えないごみ | 2,767 | 2,767 | 0 | 0.0% |
| 合計 | 17,674 | 16,928 | ▲746 | ▲4.4% |

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念及び基本方針

1. 基本理念

基本理念

未来へつなぐ 資源循環都市 とよあけ

これまで本市では、「3Rを推進し適正なごみ処理から目指す資源循環社会」を基本理念として掲げ、「ごみをいかに減らし、かつ資源として循環させるか」という課題に取り組んできました。

国では第4次循環型社会形成推進基本計画を策定し、できるだけ少ない資源で全ての人が必要とする食料や物を生産し、大切に利用することで豊かさを生み出せるような技術・システム・制度、すなわち、資源生産性の高い循環型社会を実現することを将来像として掲げています。

本市においても、変化する社会情勢に対応し、循環型社会の確立を目指して本計画を策定します。本計画では、環境への負荷をできるだけ小さくするため、まずごみの発生を抑制する2R(リデュース、リユース)の取組を優先し、次いで、やむを得ず排出する場合は可能な限り分別・再生利用(リサイクル)に取り組むこととし、どうしても資源化できないものを適正に処分するという「資源循環都市」となることを目指していきます。

2. 基本方針

基本理念を実現するため、本市のごみ処理における課題を踏まえ、本計画における基本的な方針を以下のように設定します。

基本方針

- 1.ごみの発生を抑制する
- 2.資源の再生利用を行う
- 3.資源・ごみに関して「知る・知らせる」しくみを作る
- 4.資源・ごみを適正に処理する

3. 市民・事業者・行政の役割分担

本計画の達成に向けて、特にごみの発生抑制、再生利用については、本市を構成する市民・事業者・行政が適切に役割分担し、それぞれが積極的な取組を図るとともに、協働して取り組んでいく必要があります。それぞれの主体が求められる役割は以下のとおりです。

(1)市民の役割

ごみに関心を持ち、一人ひとりがごみの排出者であるという責任と自覚をもって、ごみをなるべく排出しない生活を送ります。

- ・ 商品の購入にあたっては、買い物袋の持参、詰め替え可能な商品や繰り返し使える容器の選択など、できる限り容器包装廃棄物を抑制します。
- ・ 食品の適量購入や食べ切り、生ごみの水切り等に取り組み、自ら排出する廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、外食時には適量注文するなど、事業者が排出する一般廃棄物の削減にも協力します。
- ・ 家庭の不要物はごみとして排出するのではなく、フリーマーケットアプリなどの場を利用して、売買・交換します。
- ・ ごみの分別に積極的に取り組みます。
- ・ 行政回収や集団回収に積極的に参画するなど、地域に根差した活動に参加します。
- ・ 地域の清掃活動に参加し、不法投棄や散乱ごみのない快適なまちづくりに取り組みます。

(2)事業者の役割

事業活動の中で発生するごみについて、市民と同様ごみをなるべく排出しないよう取り組むとともに、市民がごみの発生抑制、再生利用に取り組みやすいよう支援します。

- ・ ごみの排出者として、適切にごみの処理や資源化に取り組みます。
- ・ 原料の選択、製造工程や輸送行程の工夫など、これまでの商慣行を循環型に改善する取組を行います。
- ・ 詰め替え可能な商品や容器包装を削減した商品を積極的に取り扱い、販売します。
- ・ ワンウェイプラスチックをはじめとする使い捨て品の使用を抑制します。

(3)行政の役割

行政は、市民や事業者がごみの減量や再資源化に取り組みやすい施策を実施するとともに、適切な情報提供を行います。

- ・ 市民・事業者がごみの減量や再資源化に取り組みやすい施策について研究し、実施します。
- ・ 市民、事業者に対して適切な啓発活動や情報提供を行い、環境教育に取り組みます。

第2節 計画の数値目標

1. 数値目標の設定

社会情勢、前期計画及び豊明市家庭系ごみ減量化実施計画の目標達成状況を踏まえ、本計画の目標年次における数値目標を表 5-1のとおり設定します。資源を含まない家庭系ごみ 1 人 1 日排出量については、減量化実施計画で 2022 年度の目標値とした 410g/人・日を達成できていないことから、引き続きこの目標値を目指して努力することとします。また、資源化率については、出版物のデジタル化の普及など、社会経済情勢によっては達成が困難となることも考えられますが、前期計画に引き続き目標値とする 30%を目指すこととします。

表 5-1 ごみ処理基本計画の数値目標

| 指標 | 実績値 2022 年度 | 単純将来 2033 年度 | 目標値 2033 年度 |
|----------------------------|----------------|-----------------|---------------------|
| 資源を含まない家庭系ごみ 1 人 1 日排出量 | 473g/人・日 | 468g/人・日 | 410g/人・日 (▲13%)※ |
| 事業系ごみ排出量 | 2,767t/年 | 2,767t/年 | 2,629t/年 (▲5%) |
| 最終処分量 | 496t | 524t | 451t(▲9%) |
| 資源化率 | 25.2% | 24.6% | 30% |

※増減は 2022 年度実績値に対する値

なお参考として、表 5-2に国及び愛知県の目標を示します。

表 5-2 国及び愛知県の一般廃棄物に係る数値目標

| | 計画名 | 目標値 |
|-----|--|--|
| 国 | 第 4 次循環型社会 形成推進基本計画 (一般廃棄物関連 指標値) | 【目標年次:2025 年度】 ・出口側の循環利用率 約 44%(2015)→約 47%(2025) ・最終処分量 14 百万 t(2015)→約 13 百万 t (2025) ・1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量 507g/人・日(2016)→440g/人・日(2025) ・1 人 1 日当たりごみ排出量 925g/人・日(2016)→850g/人・日(2025) |
| 愛知県 | 愛知県廃棄物処理 計画(2022-2026) | 【目標年次:2026 年度】 ・出口側の循環利用率 21.3%(2019)→約 23%(2026) (約 1%増) ・最終処分量 19.4 万 t(2019)→18.6 万 t (2026) (約 4% 減) ・1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量 520g/人・日(2019)→480g/人・日(2026) (約 8%減) |

2. 数値目標の設定根拠

表 5-1の数値目標は、表 5-3に示す「根拠」が目標年次に達成された場合の排出量等の値となります。

表 5-3 数値目標の設定根拠

<家庭系ごみ>

| 施策内容 | | 削減対象 | 資源化対象 | 目標値 | 根拠※ |
|------|----------------------------|------------|---------|-----------|---|
| 発生抑制 | 手つかず食品の廃棄量の削減(啓発) | 燃えるごみ(収集) | — | 8.6g/人・日 | 燃えるごみ中の「手を付けていない生ごみ(3.3%)」を60%削減 |
| | 生ごみの水切り、堆肥化等の促進(意識啓発・購入補助) | 燃えるごみ(収集) | — | 21.0g/人・日 | 燃えるごみ中の「生ごみ(24.5%)」を20%削減 |
| | 刈草・剪定枝の乾燥排出(意識啓発) | 燃えるごみ(収集) | — | 13.7g/人・日 | クリーンセンターでのごみ質分析結果(2022)の「木・竹・わら類(湿ベース平均6.4%)」を50%削減 |
| | プラスチックの使用・廃棄量削減(意識啓発) | プラスチック | — | 3.2g/人・日 | プラスチック資源循環戦略を反映し、プラスチック(主にワンウェイプラスチック)の排出を10%削減 |
| 再生利用 | 資源の分別徹底 | 燃えるごみ(収集) | 古紙・布類 | 11.4g/人・日 | 燃えるごみ中の「古紙・布類(紙製容器包装含む)(13.3%)」を20%削減 |
| | | 燃えないごみ(収集) | 資源(金属類) | 1.5g/人・日 | 燃えないごみ中の「金属類(15.5%)」を80%削減 |
| | | 燃えないごみ(収集) | 資源(ビン類) | 0.8g/人・日 | 燃えないごみ中の「ビン類(8.0%)」を80%削減 |
| | | 燃えないごみ(収集) | 小型家電 | 1.4g/人・日 | 燃えないごみ中の「使用済小型家電(22.3%)」を50%削減 |

※ごみの組成割合は、2018～2022年度に本市で実施した組成調査の重量割合の平均値とした。

<事業系ごみ>

| 施策内容 | | 削減対象 | 資源化対象 | 削減目標 | 根拠 |
|------|--------------|-------|-------|------|--------------------------------|
| 発生抑制 | 事業系ごみ(可燃)の削減 | 燃えるごみ | — | △5% | 事業者への意識啓発による事業系ごみ(燃えるごみ中)の5%削減 |

3. 数値目標達成時の本市の姿

(1) 家庭系ごみ

数値目標が達成された場合、家庭系ごみは以下のように推移します。

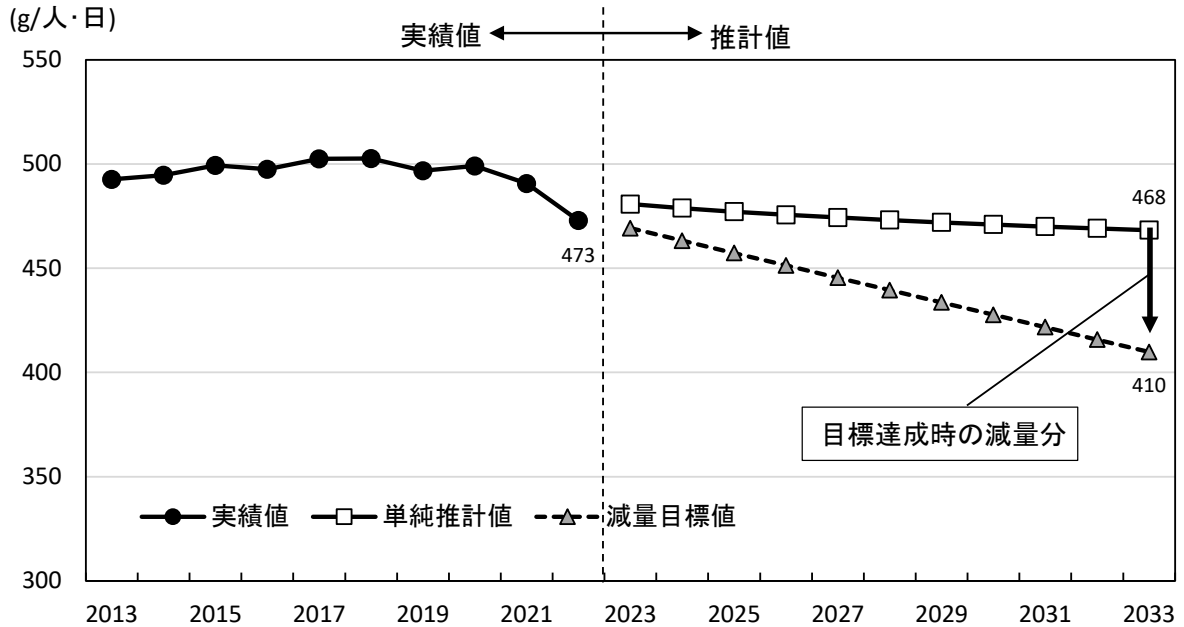


図 5-1(1) 数値目標達成時の家庭系ごみ(原単位)の推移

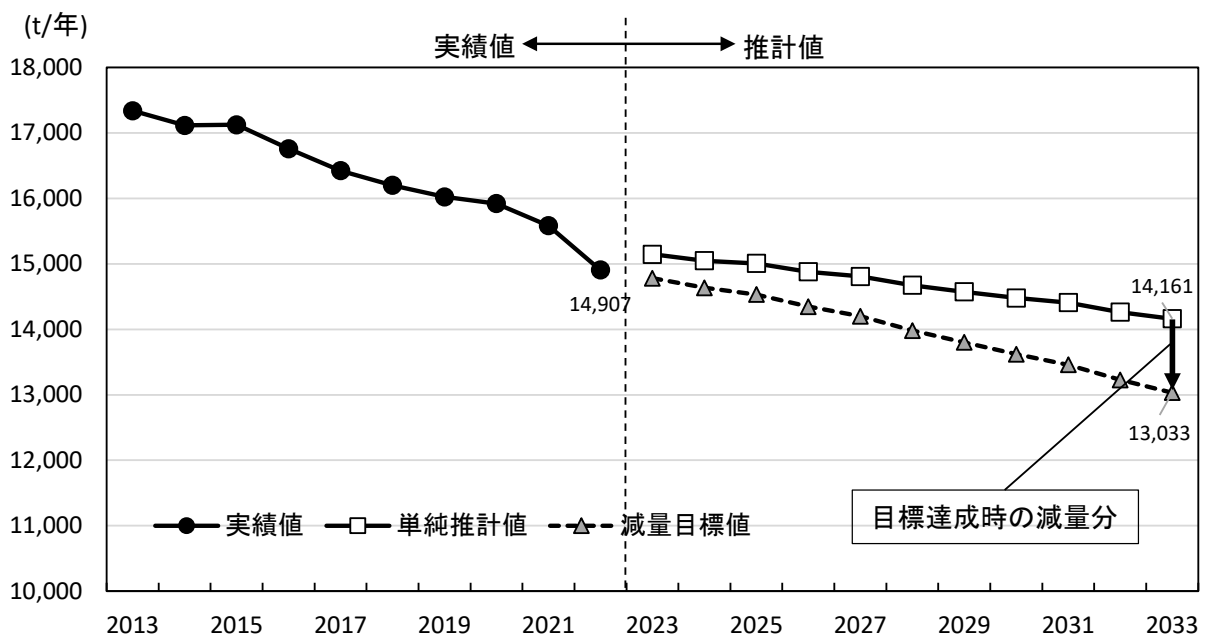


図 5-1(2) 数値目標達成時の家庭系ごみ(総量)の推移

(2)事業系ごみ

数値目標が達成された場合、事業系ごみは以下のように推移します。

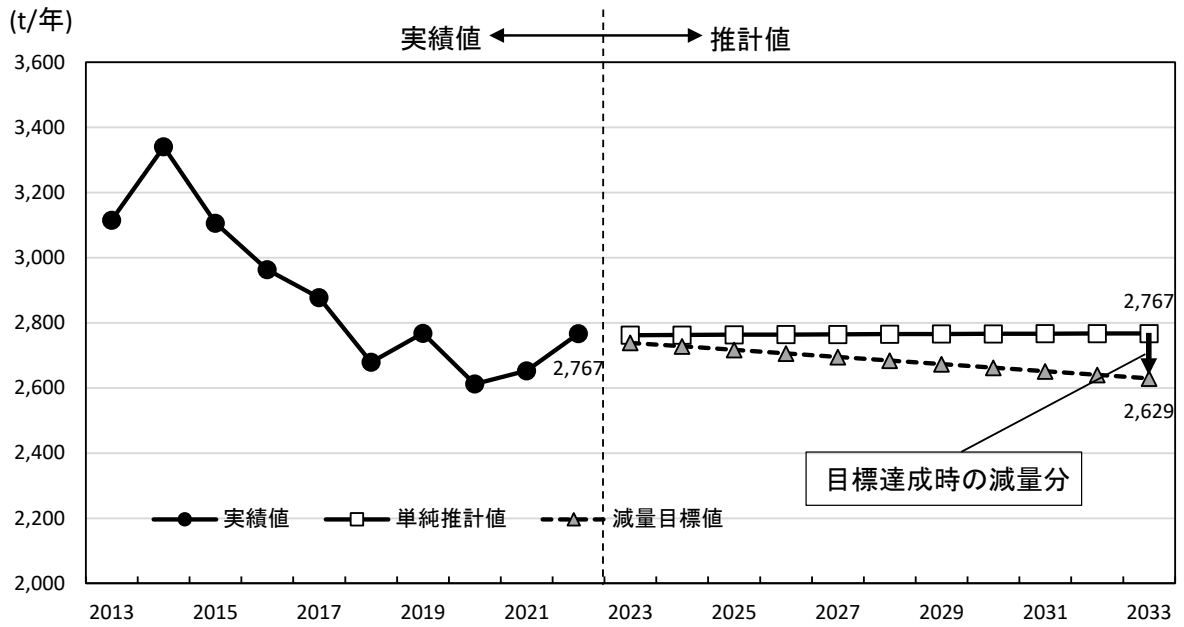


図 5-2 数値目標達成時の事業系ごみ(総量)の推移

第3節 目標達成に向けた施策

1. 施策の体系

ごみ処理基本計画の施策の体系を以下に示します。

基本方針 1 ごみの発生を抑制する

| | |
|-------------------|--|
| (1)生ごみの減量、食品ロスの削減 | <ul style="list-style-type: none"> ■生ごみの自家処理の促進 ■食品ロスの削減 ■生ごみの減量の促進 |
| (2)プラスチック資源循環の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ■使い捨てプラスチック製品の使用の抑制 ■プラスチック容器包装の使用の抑制 ■プラスチック一括回収の促進 |
| (3)家庭系ごみの減量 | <ul style="list-style-type: none"> ■家庭でできるごみ減量方法の普及促進 ■リユースの促進 ■ごみ処理の有料化の検討 |
| (4)事業系ごみの減量及び適正処理 | <ul style="list-style-type: none"> ■事業系ごみの減量・適正処理の推進 ■事業系の食品廃棄物の削減の推進 |

基本方針 2 資源の再生利用を行う

| | |
|--------------------------|---|
| (1)資源分別の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ■資源の分別排出の徹底 ■資源回収協力店制度の拡充 ■その他の品目のリサイクルの推進 ■粗大ごみ解体による資源分別の継続 |
| (2)行政回収団体及び子ども会の集団回収への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ■行政回収・集団回収事業の推進 ■資源拠点回収の拡充 |

基本方針 3 資源・ごみに関して「知る・知らせる」しくみを作る

| | |
|---------------------------|---|
| (1)学校教育や生涯学習の場における環境学習の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ■環境学習の機会の提供 ■イベントや意見交換会などの機会の提供 ■各種団体とのパートナーシップ |
| (2)多様な手段による情報の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ■情報提供機会の複線化 ■的確な情報提供手段の選択 |
| (3)快適なまちづくりへの取組 | <ul style="list-style-type: none"> ■不法投棄防止対策の推進 ■クリーン月間の展開 |

基本方針 4 資源・ごみを適正に処理する

| | |
|----------------------|--|
| (1)収集・運搬システムの適正化 | <ul style="list-style-type: none"> ■適正な収集運搬の維持 ■適正排出指導の実施 ■ごみ集積場所の適正管理の促進 ■自力でごみ出しの困難な市民への支援 ■特別管理一般廃棄物、適正処理困難物への対応 |
| (2)中間処理・最終処分システムの適正化 | <ul style="list-style-type: none"> ■適正な中間処理の維持 ■適正な最終処分の維持 ■環境保全対策の継続 |
| (3)ごみ処理システムの運用 | <ul style="list-style-type: none"> ■財政支出の合理的運用 ■新たなごみ処理技術への対応 |

2. 具体的な施策

基本方針1:ごみの発生を抑制する

(1)生ごみの減量、食品ロスの削減

食品系の廃棄物は豊明市の燃えるごみの約25%を占めており、水分を多く含むことから焼却施設の燃焼効率を悪化させる原因ともなっています。そのため、家庭における生ごみのリサイクルを推進することにより、生ごみの減量に取り組みます。また、食品の買いすぎ、作りすぎを防ぐことにより食品ロスの削減を図り、ごみに含まれる未利用の食品を削減します。

| 具体的な施策 | |
|-------------|---|
| 生ごみの自家処理の促進 | <p>家庭から発生する生ごみの排出抑制のため、生ごみの自家処理を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生ごみ減量化容器・処理機等購入費の一部補助の実施による普及促進 ● ダンボールコンポストの紹介など、生ごみの自家処理方法に関する情報提供 |
| 食品ロスの削減 | <p>食品の買いすぎ、作りすぎを防ぐことによる食品ロスの削減に向けた情報提供を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 未利用食品の廃棄を削減するための情報提供を行います。 ● 小売事業者は、食品ロスが発生しにくい小分け販売を行うなど、販売単位に多様性を持たせるようにします。 ● 食べ残しゼロ推進店制度を活用し、食品ロスの削減に取り組む事業者を支援します。 ● フードバンク・フードドライブ事業について、情報収集を行います。 |
| 生ごみの減量の促進 | <p>家庭や事業所で発生する生ごみの減量方法について、情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● エコクッキング(ごみを少なくする調理方法)や生ごみの水切りなど、家庭でできる生ごみ減量の具体的な手法について、周知します。 ● 飲食物を扱う事業者や社員食堂等において、生ごみの減量に取り組みます。 |

(2)プラスチック資源循環の推進

使い捨てプラスチックの廃棄量を削減する目的で策定されたプラスチック資源循環促進法に基づき、プラスチック製容器包装とプラスチック製品を一括で回収し再商品化する、プラスチック資源循環を推進します。

| 具体的な施策 | |
|------------------------|--|
| 使い捨てプラスチック製品の 使用の抑制 | <p>プラスチック製の使い捨て容器やハンガーなどの使用の抑制について、市民・事業者へ情報提供し、啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● できるだけ使い捨ての製品を使用しない生活様式について情報提供を行い、啓発します。 ● 事業者は、使い捨て容器等の使用削減や安易なノベルティ配布の廃止など、ごみになりやすいサービスの自粛を図ります。 ● プラスチック製から再生素材や再生可能素材を使用した製品の切り替えを行います。 |
| プラスチック容器包装の使用 の抑制 | <p>レジ袋の有料化等、プラスチック容器包装の削減につながる情報提供を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● マイバッグ・マイボトルなどの使用を促進します。 ● 過剰包装の削減や簡易包装商品・詰め替え商品の選択に関する啓発を行います。 |
| プラスチック一括回収の促進 | <p>プラスチックの焼却量を削減し、リサイクルを推進するため2022年10月から開始したプラスチック一括回収について、市民・事業者へ情報提供し、啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プラスチック一括回収の対象となる品目や回収方法等について様々な手法を用いて情報提供し、確実な回収を行います。 |

(3)家庭系ごみの減量

3R の基本となる「ごみとなるものを減らす」「ものを簡単に捨てない」「ものを大切に使う」意識を醸成し、家庭系ごみの減量を図ります。

| 具体的な施策 | |
|-------------------|--|
| 家庭でできるごみ減量方法の普及促進 | <p>家庭でできるごみ減量の具体的な方法について情報提供、啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自宅敷地内から出る刈草・剪定枝は、排出の前に天日干しをして乾燥させてから排出します。 |
| リユースの促進 | <p>家庭から排出される不要物の再使用に関する情報提供、啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家庭内で不要になったものはリサイクルショップやネットオークション等を活用して次に使う人に受け渡します。 ● 市主催の説明会など、市民参加型のイベントを開催し、リユースを促進します。 |
| ごみ処理の有料化の検討 | <p>ごみ排出量の削減を図るため、必要に応じて処理費用の有料化について検討を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今後、2年連続でごみ排出量が増加した場合は有料化の検討を行います。 |

(4)事業系ごみの減量及び適正処理

事業系ごみの排出量は、コロナ禍による経済活動の低迷の影響により若干減少しましたが、今後は社会・経済活動の再開等により増加することも考えられることから、事業者に対して 3R の徹底を図るよう働きかけます。

| 具体的な施策 | |
|------------------|--|
| 事業系ごみの減量・適正処理の推進 | <p>事業所から排出されるごみの減量及び適正処理の推進に向けた必要な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商工会等と連携して、事業系ごみの減量及び適正処理に関する情報提供及び啓発を行います。 |
| 事業系の食品廃棄物の削減の推進 | <p>飲食店や食品生産者、流通・小売業者等、事業者が排出する食品廃棄物について、事業者自らによる資源化等の取組によって削減が進むよう、情報提供及び啓発・指導に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 食品リサイクル推進に向けた周知を強化します。 ● 再掲) 食べ残しゼロ推進店制度を活用し、食品ロスの削減に取り組む事業者を支援します。 ● 再掲) フードバンク・フードドライブ事業について、情報収集を行います。 |

基本方針2:資源の再生利用を行う

(1)資源分別の徹底

1人1日あたりの家庭系ごみの排出量の減少のほとんどは資源の減少によることから、排出抑制、再使用を優先しつつ、再生利用を推進するため、資源分別の徹底を図ります。

| 具体的な施策 | |
|------------------|---|
| 資源の分別排出の徹底 | 資源の分別精度や回収率の向上を図るため、情報提供を強化します。 <ul style="list-style-type: none"> ● プラスチック一括回収の対象となる品目について情報提供し、回収率の向上を図ります。 ● 分別回収可能な紙類の区別や排出方法などについて、対象を絞った効果的な啓発手法の検討を行います。 |
| 資源回収協力店制度の拡充 | 資源回収協力店制度を活用し、資源の回収率の向上を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ● 資源回収協力店制度の参加店舗数や回収品目の拡大を目指します。 ● 市民に資源回収協力店舗の利用を推奨します。 |
| その他の品目のリサイクルの推進 | 使用済小型家電、廃食用油のリサイクルについて、引き続き回収を実施し、市民への周知を図るとともに、回収品目の拡充を検討します。 |
| 粗大ごみ解体による資源分別の継続 | 粗大ごみの解体による金属回収については、引き続き回収を実施するとともに、効率的な排出手法等について検討します。 |

(2)行政回収団体及び子ども会の集団回収への支援

本市では、区や町内会が実施する行政回収及び子ども会が実施する集団回収において、資源回収が実施されています。これらを支援し、資源回収の拡充を図ります。

| 具体的な施策 | |
|----------------|---|
| 行政回収・集団回収事業の推進 | 区・町内会による行政回収及び子ども会等による集団回収を推進し、資源回収量の増加に努めるとともに、市民が自ら資源を回収することによる意識の向上を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き資源回収奨励金を維持します。 ● 行政回収・集団回収の担い手となるよう意識啓発を行います。 |
| 資源拠点回収の拡充 | 現在3カ所で運営している拠点回収箇所における回収品目・回収時間の見直しや、新規の回収箇所の設置について検討し、資源物排出機会の増加に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ● 新規回収品目の検討を行います。 ● 新規回収箇所の検討を行います。 |

| |
|--------------------------------|
| 基本方針3:資源・ごみに関して「知る・知らせる」しくみを作る |
|--------------------------------|

| |
|---------------------------|
| (1)学校教育や生涯学習の場における環境学習の充実 |
|---------------------------|

ごみや身の回りの自然といった身近な環境問題をきっかけとし、関心と行動を促すような環境教育を推進していきます。小中学校における「総合的な学習の時間」や生涯学習の場等において、暮らしとごみのつながりやごみが環境に与える影響、リサイクルの流れなど、ものを大切にする意識を育て、ごみ問題について考える機会を拡充するため、環境学習を推進します。

| 具体的な施策 | |
|--------------------|--|
| 環境学習の機会の提供 | <p>子どもたちや市民・事業者が、ごみに関する現状を正しく認識し、意識と知識の向上を図るため、学校や地域に対する出前講座やワークショップを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校に対する出前講座やワークショップを行います。 ● 地域に対する出前講座等を行います。 |
| イベントや意見交換会などの機会の提供 | <p>市の主催するイベント等の機会を利用して、ごみに関する学習の機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境フェスタにおいて啓発を行います。 ● 地域における意見交換会の場を通じて情報提供・啓発を行います。 |
| 各種団体とのパートナーシップ | <p>行政が仲介役として商業団体や消費者団体、NPO 団体との協議や連携を進め、環境のことを考えた消費活動の普及を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 行政と団体、団体間相互の関係を仲介します。 |

(2)多様な手段による情報の提供

3R(ごみの排出抑制、再使用、再生利用)やごみの適切な分別排出に関して、わかりやすい情報提供、啓発に取り組むとともに、高齢者世帯や外国人世帯など、情報が届きにくいと思われる市民に対しての情報発信を行います。

| 具体的な施策 | |
|--------------|--|
| 情報提供機会の複線化 | あらゆる層にアプローチを行うため、市民・事業者への情報提供手段の多様化を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ● 市のホームページの充実を図るとともに、スマートフォンアプリや動画配信などの新たな情報提供手段について、検討を行います。 ● SNS 等の双方向の情報交換手段について、検討を行います。 |
| 的確な情報提供手段の選択 | 高齢者世帯や外国人世帯、単身者など、情報が届きにくいと思われる市民に対して、ピンポイントで情報提供をする仕組みを検討します。 <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者世帯に対して、福祉事務所などと連携した情報提供や支援を行います。 ● 外国人世帯や単身者に対して、学校や勤務先等を通じた情報提供・啓発を行います。 |

(3)快適なまちづくりへの取組

不法投棄や散乱ごみのない、快適なまちづくりに向けた活動を実施しています。

| 具体的な施策 | |
|-------------|---|
| 不法投棄防止対策の推進 | 不法投棄を未然防止するため、監視活動を行い、適切な指導に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ● 不法投棄の防止や対策を行うため、市内のパトロールを行います。 ● 不法投棄の通報があった場合、違反者への指導を行います。 |
| クリーン月間の展開 | 毎年5月に実施している「とよあけクリーン月間」において、環境美化活動に対する支援を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「とよあけクリーン月間」において、区や町内会の清掃活動で出たごみを回収する支援を行います。 |

基本方針4:資源・ごみを適正に処理する

(1)収集・運搬システムの適正化

当面の間現行の体制を維持し、効率の良い収集運搬体制を確保します。

| 具体的な施策 | |
|-----------------------|---|
| 適正な収集運搬の維持 | <p>適正で効率的な収集運搬を維持します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 様々な手段で市民の意向を把握し、分別区分や収集頻度、収集形態の見直しを図ります。 ● 収集運搬委託業者や許可業者に対して、必要に応じて指導を行い、適正で効率的な収集運搬体制を確保します。 |
| 適正排出指導の実施 | <p>ごみ排出に問題がある排出者に対し、必要に応じて指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ごみ出しマナーが悪い排出者に対して、適正排出に向けた指導を行います。 ● 多量排出事業者に対して、減量のための指導を行います。 <p>充電電池や中身の残ったスプレー缶などの危険物の燃えるごみへの混入がないよう、啓発を行います。</p> |
| ごみ集積場所の適正管理の促進 | <p>ごみ出しルールを徹底し、問題のあるごみ集積場所には適正管理を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 集積場所の管理状況を把握し、管理の悪い集積場所の分析と効果的な改善方法について研究します。 ● 不適正排出が目立つ集合住宅等に対して、管理業者・家主にごみの適正排出に係る指導及び管理の協力を依頼します。 |
| 自力でごみ出しの困難な市民への支援 | <p>高齢者、障がい者など、自力でごみ出しが困難な世帯等に対する支援を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 福祉部局と連携を図り、支援対象者を把握し、必要な支援内容について検討します。 |
| 特別管理一般廃棄物、適正処理困難物への対応 | <p>市として収集運搬を行わないタイヤや消火器等の適正処理困難物、医療系ごみなどについて、適正な処理方法及び処理先の情報について、周知を図ります。</p> |

(2) 中間処理・最終処分システムの適正化

2019年3月に竣工した東部知多クリーンセンターを中心として、当面の間現行の体制を維持し、効率の良い中間処理及び最終処分体制を確保します。

| 具体的な施策 | |
|------------|--|
| 適正な中間処理の維持 | <p>中間処理は東部知多クリーンセンターで行っており、当面の間この体制を維持します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中間処理施設の安全な運転管理に努めます。 ● 引き続き、焼却灰からのスラグ・メタルの回収により、最終処分量の低減に努めます。 |
| 適正な最終処分の維持 | <p>東部知多衛生組合管内での計画的な処分場の確保を図り、組合及び組合構成市町とともに、生活環境への影響の少ない処分場整備について、研究・検討を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 最終処分場の適正な維持管理に努めます。 ● 埋立対象物の減量・減容に努めます。 |
| 環境保全対策の継続 | <p>中間処理施設及び最終処分場について、引き続き適正に環境保全対策を行います。</p> |

(3) ごみ処理システムの運用

| 具体的な施策 | |
|---------------|--|
| 財政支出の合理的運用 | <p>今後、減量施策を実施してもなお、減量目標が達成できない場合は、家庭系ごみの有料化について検討を行います。</p> |
| 新たなおみ処理技術への対応 | <p>ごみ処理に対応し、環境への負荷をより小さくするための様々な技術開発が行われています。新たなおみ処理技術開発について、調査研究を行うとともに情報収集を進めます。</p> |

3. 将来の処理主体とごみ処理フロー

2033 年度におけるごみの分類毎の処理主体を表 5-4に、ごみ処理フローを図 5-3に示します。

なお、今後本市のごみ処理を取巻く状況の変化に応じて、東部知多衛生組合、その他関係機関と協議し、見直していきます。

表 5-4 ごみ分類毎の処理主体

| ごみの分類 | 排出抑制 | 分別 | 収集・運搬 | 中間処理 資源化 | 最終処分 |
|--------|------|-----|-------|-------------|--------------|
| 燃えるごみ | 排出者 | 排出者 | 市及び委託 | 組合 | 組合及び ASEC |
| 燃えないごみ | | | 委託 | | |
| 資源 | | | 委託 | 委託 | |
| プラスチック | | | 委託 | 委託 | |
| 粗大ごみ | | | 市 | 組合 | 組合及び委託 |

※組合：東部知多衛生組合
委託：民間事業者への委託

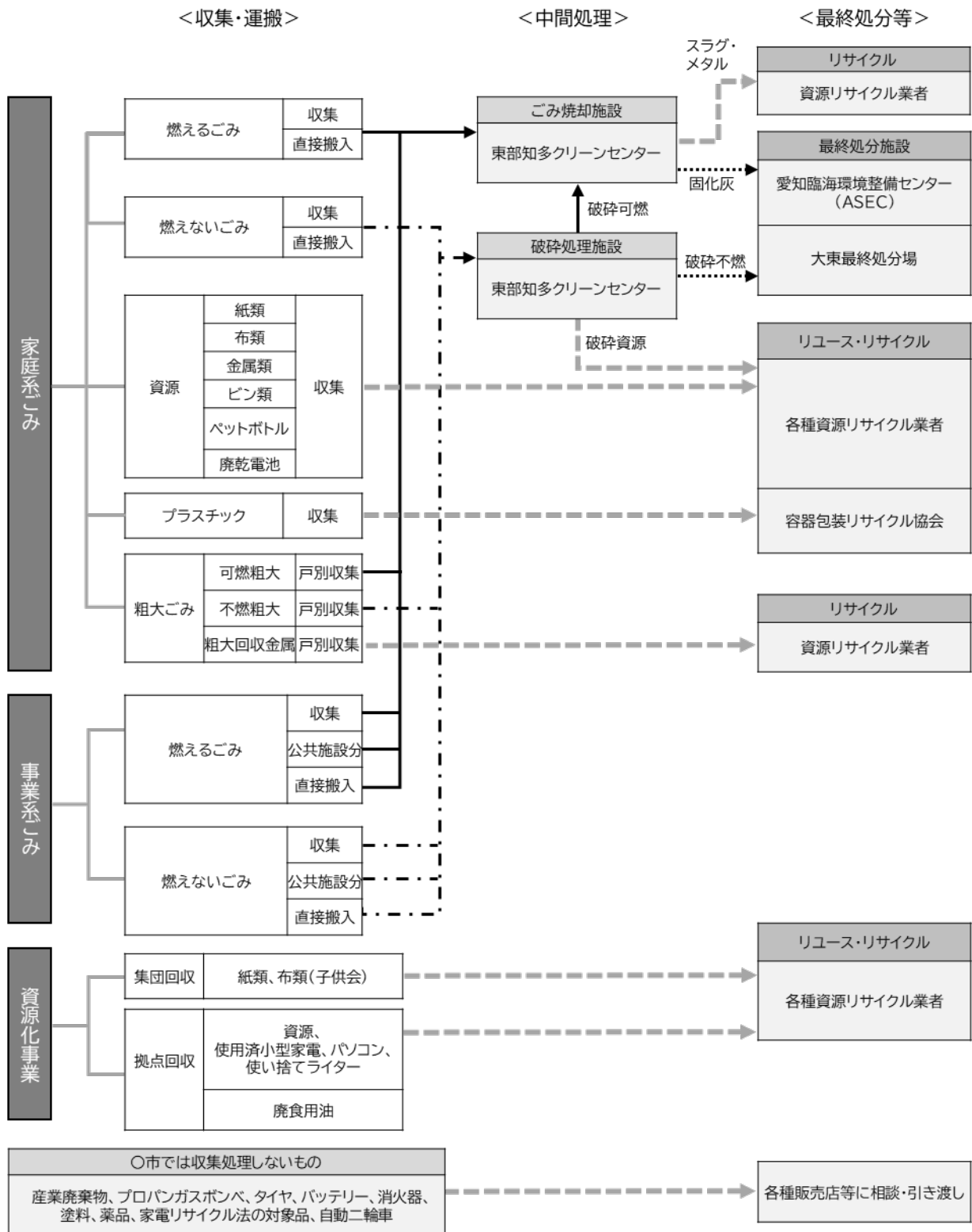


図 5-3 将来ごみ処理フロー(2033 年度)

第4節 計画の推進

本計画は、変化する社会情勢に対応し、環境への負荷をできるだけ小さくする「未来へつなぐ資源循環都市とよあけ」を基本理念としています。

この基本理念を達成するためには、これまでの取組に加えてより一層、市民と事業者、行政が一体となり、協働して取り組む必要があります。このため、市民・事業者・行政の三者が、本計画の基本理念や目標、ごみ処理の現状などを共有し、連携を図りながら、それぞれの役割と責務を果たすことが重要となってきます。また、計画を推進するにあたって、施策の展開と達成状況を点検・評価する仕組みを作り、計画実施状況や見直し内容などを広報や市ホームページを活用して広く市民・事業者公表し、意見を今後の施策に積極的に反映させていく必要があります。

以下に、計画管理及び実施の概念を示します。

